

栗駒山の火山活動解説資料（令和 8 年 1 月）

仙台管区气象台
地域火山監視・警報センター

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。
噴火予報（噴火警戒レベル 1、活火山であることに留意）の予報事項に変更はありません。

○ 活動概況

- ・ 噴気など表面現象の状況（図 1）
大柳監視カメラによる観測では、噴気は認められませんでした。
- ・ 地震や微動の発生状況（図 2）
火山性地震及び火山性微動は観測されませんでした。
- ・ 地殻変動の状況（図 3、図 5）
火山活動によると考えられる変化は認められませんでした。



図 1 栗駒山 山頂周辺の状況（1月10日）

・ 大柳監視カメラ（山頂の南東約 20km）の映像です。

噴気は認められませんでした。

この火山活動解説資料は気象庁ホームページで閲覧することができます。

https://www.data.jma.go.jp/vois/data/report/monthly_v-act_doc/monthly_vact.php

次回の火山活動解説資料（令和 8 年 2 月分）は令和 8 年 3 月 9 日に発表する予定です。

資料で用いる用語の解説については、「気象庁が噴火警報等で用いる用語集」を御覧ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/kazanyougo/mokuji.html>

この資料は気象庁のほか、国土地理院、東北大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所のデータも利用して作成しています。

本資料中の地図の作成に当たっては、国土地理院発行の「数値地図 50mメッシュ（標高）」を使用しています。

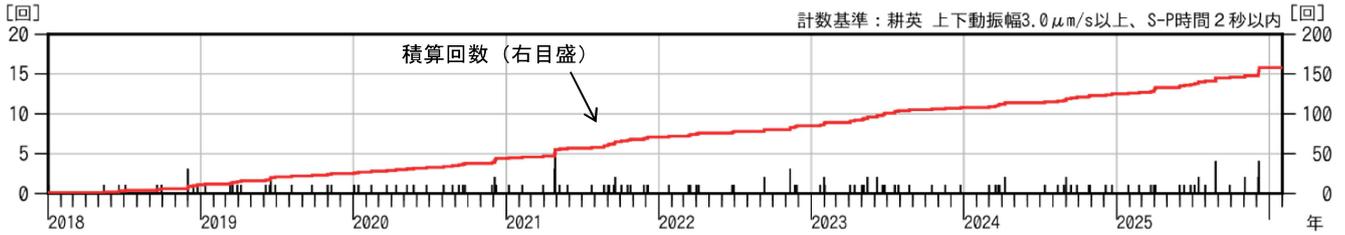


図2 栗駒山 日別地震回数（2018年1月～2026年1月）

火山性地震及び火山性微動は観測されませんでした。

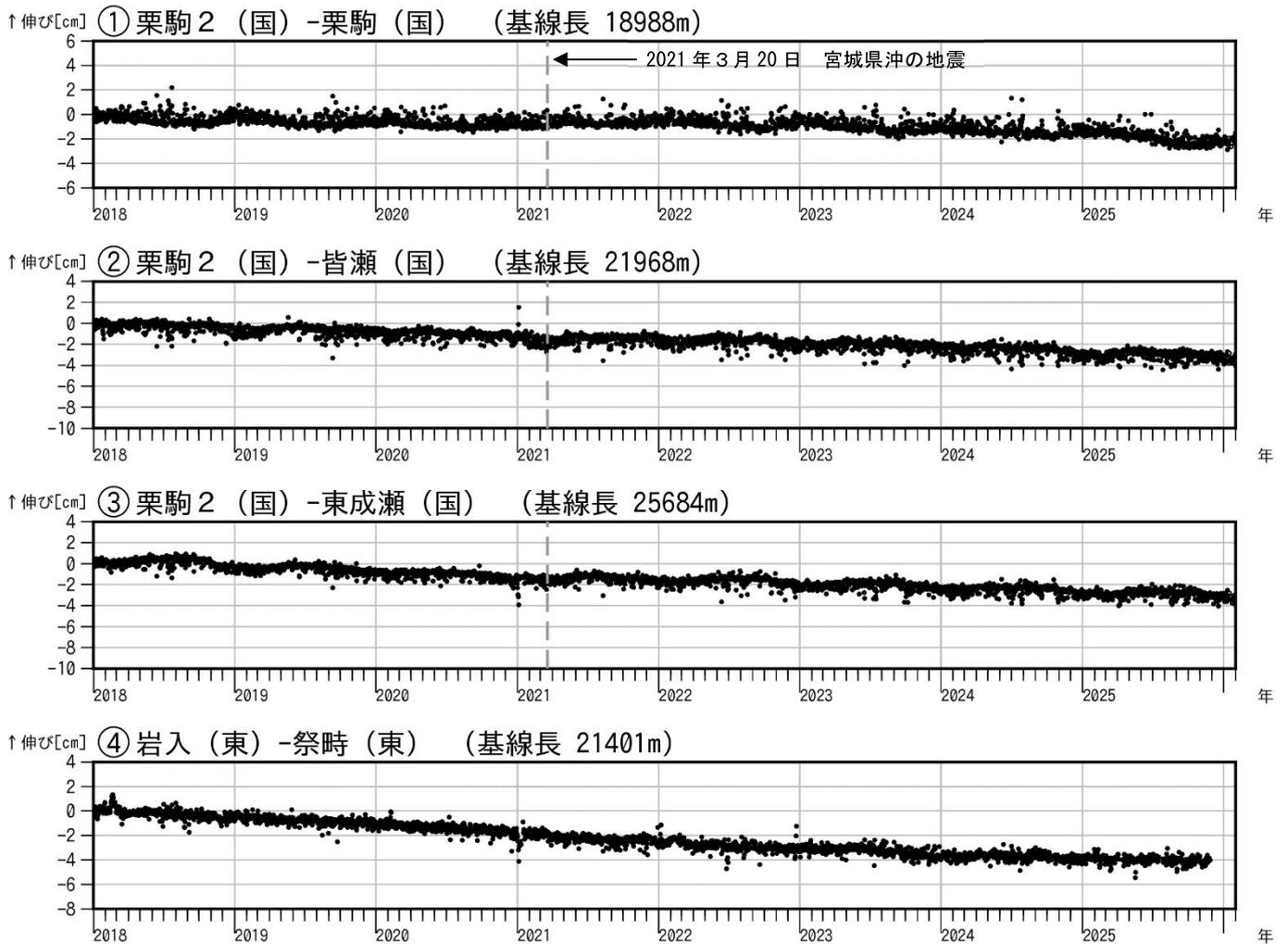


図3 栗駒山 GNSS 基線長変化図（2018年1月～2026年1月）

- ・①～③の破線は2021年3月20日の宮城県沖の地震に伴うステップを補正しています。
- ・①～④は図5のGNSS基線①～④に対応しています。
- ・(国)は国土地理院、(東)は東北大学の観測点を示します。

火山活動によると考えられる変化は認められませんでした。

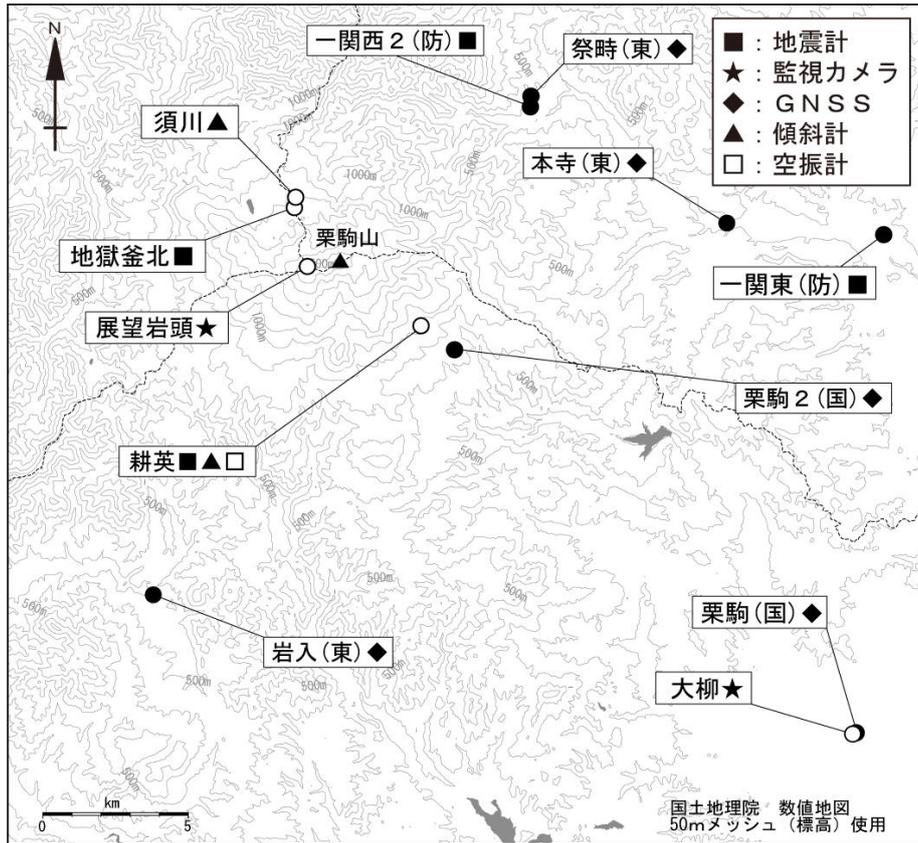


図4 栗駒山 観測点配置図

白丸(○)は気象庁、黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

(国)：国土地理院 (東)：東北大学 (防)：防災科学技術研究所

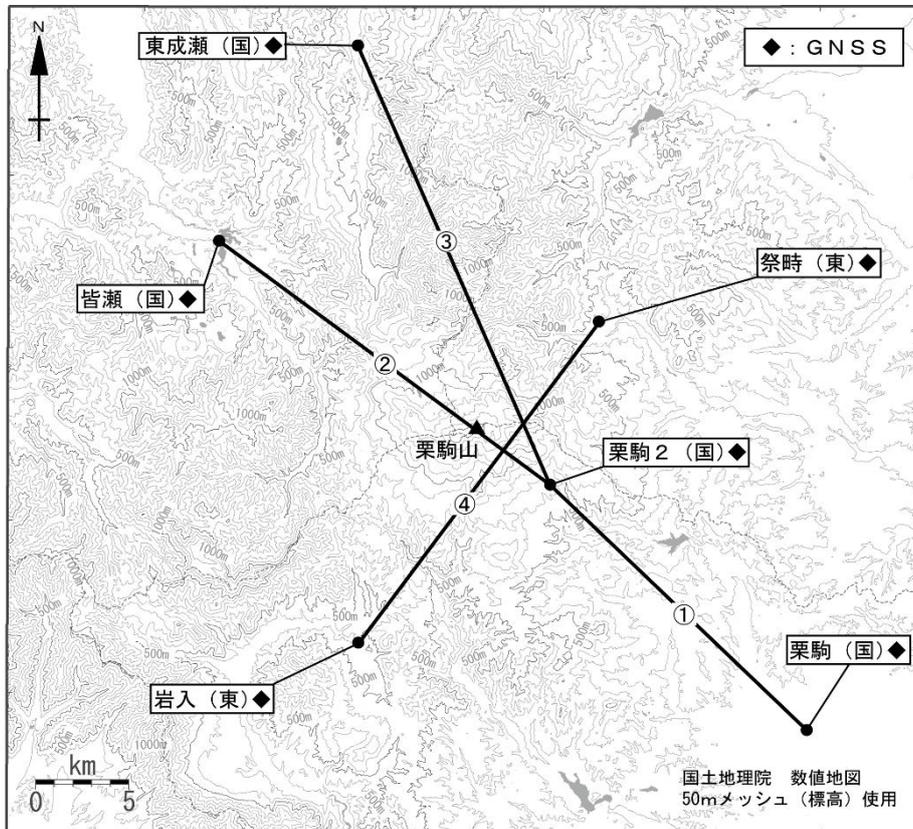


図5 栗駒山 GNSS 観測基線図

黒丸(●)は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。

(国)：国土地理院 (東)：東北大学

栗駒山火山防災に係る令和 7 年度の取組

岩手県復興防災部防災課

1 栗駒山の火山活動状況調査

- (1) 岩手県防災ヘリを使用した機上観測
第 1 回目を令和 7 年 4 月 24 日に予定していたもののヘリの計器トラブルにより中止
第 2 回目を令和 7 年 10 月下旬に予定していたものの天候不良により中止

(2) 栗駒山現地調査

ア 第 1 回目 (令和 7 年 5 月 29 日)

【調査結果 (概要)】

昭和湖の湖水は透明度が高く、濃い緑がかかった青色を呈していた。北東湖岸の硫化水素の湧出地点は雪氷に覆われ、湖岸や湖底からのガス湧出は認められない。地獄谷噴気地における噴気の最高温度は 90.2℃であり、ウサギ 1 頭の死骸を確認した。

イ 第 2 回目 (令和 7 年 10 月 9 日)

【調査結果 (概要)】

昭和湖の湖水は青みを帯びて透明度が高く、湖底が深くまで見えていた。北東湖岸での硫化水素の湧出は確認できず、ガス臭もなかった。地獄谷噴気地における噴気の最高温度は 90.4℃であった。

(3) 岩手県の火山活動に関する検討会

ア 第 76 回 (令和 7 年 6 月 3 日)

【評価概要】

火山活動に特段の変化はなく、平穏な状態で推移している。

イ 第 80 回 (令和 7 年 12 月 23 日)

【評価概要】

地震地殻変動起きていない。火山ガスは、現在通行規制と迂回路の整備を行っている昭和湖ではごく少量で推移。湯気山の噴気温度もやや低下しており、温度、噴気等一連の現象としてとらえられる。今はガス等の影響は少ない。

2 登山道の安全対策

(1) 須川コース登山道の一部立入禁止措置 (平成 31 年 4 月～)

【措置概要】

ア 須川コース登山道は、昭和湖付近の火山ガス(硫化水素)濃度が高く危険であるため、苔花台(たいかだい)～天狗平(てんぐだいら)の区間で立入規制。

イ 迂回ルート(須川高原温泉～栗駒山(須川岳)山頂の間)は、産沼(うぶぬま)コース。

(2) 火山ガス濃度の連続観測 (令和 7 年 5 月 30 日～令和 7 年 10 月 17 日)

【岩手県立大学による観測】

「栗駒山火山ガス観測に係る岩手県と岩手県立大学との連携に関する協定書」に基づき観測。
令和 7 年度は、5 月 30 日から 10 月 17 日まで、昭和湖と地獄谷付近登山道の 2 か所で観測を実施。

(3) 第1回火山ガス対策専門部会（令和7年6月18日）

【会議概要】

地獄谷登山道に設置する赤色灯点灯時に注意喚起する看板の設置位置を決定。

(4) 第2回火山ガス対策専門部会（令和7年7月23日）

【会議概要】

以下について決定した。

- ・ 昭和湖に設置する警報装置の設置場所及び警報装置が作動する基準値
- ・ 昭和湖付近に赤色灯点灯時に注意喚起する看板の設置位置及び看板の表示内容

(5) 第3回火山ガス対策専門部会（令和7年12月23日）

【会議概要】

須川コース開放後における面的調査及びガス対策専門部会の情報提供について決定。

3 『火山調査委員会（文部科学省）』による火山活動の評価

【令和7年10月10日（火山調査委員会）】

最新の噴火は1944年に現在の昭和湖付近で発生した水蒸気噴火である。泥流が発生し、磐井川に泥水、酸性水が流下した。現在、昭和湖付近や地獄谷などでは、噴気や火山ガスの噴出が認められる。

火山性地震は少なく、火山活動によるとみられる地殻変動は観測されていない。火山活動は静穏に経過している。

令和7年度栗駒山登山道火山ガス観測業務報告
令和7年5月30日～10月17日

栗駒山における硫化水素ガスの連続観測の状況

岩手県立大学 辻 盛生
株式会社 ジェイエムエス 山本泰道・大庭憲二

測定機器の概要



H₂Sガスセンサー

- ・ 測定ガス濃度：0～200ppm
- ・ 耐用温度：-10～40℃
- ・ 使用湿度：15～90%
- ・ 電池寿命：最長12ヶ月
- ・ ログ間隔：5分（平均値）

風向風速計

- 計測範囲：0～85m/s, 0-355°
- 精度：±1.1m/s or ±5%, ±7°
- 分解能：0.34m/s, 1.4°
- ログ間隔：5分（風向：平均）
（風速：平均，瞬間最大）

機器設置箇所



機器設置・動作状況

昭和湖定点および地獄谷の機器は2025年5月30日に設置。
撤収は同年10月17日に実施。

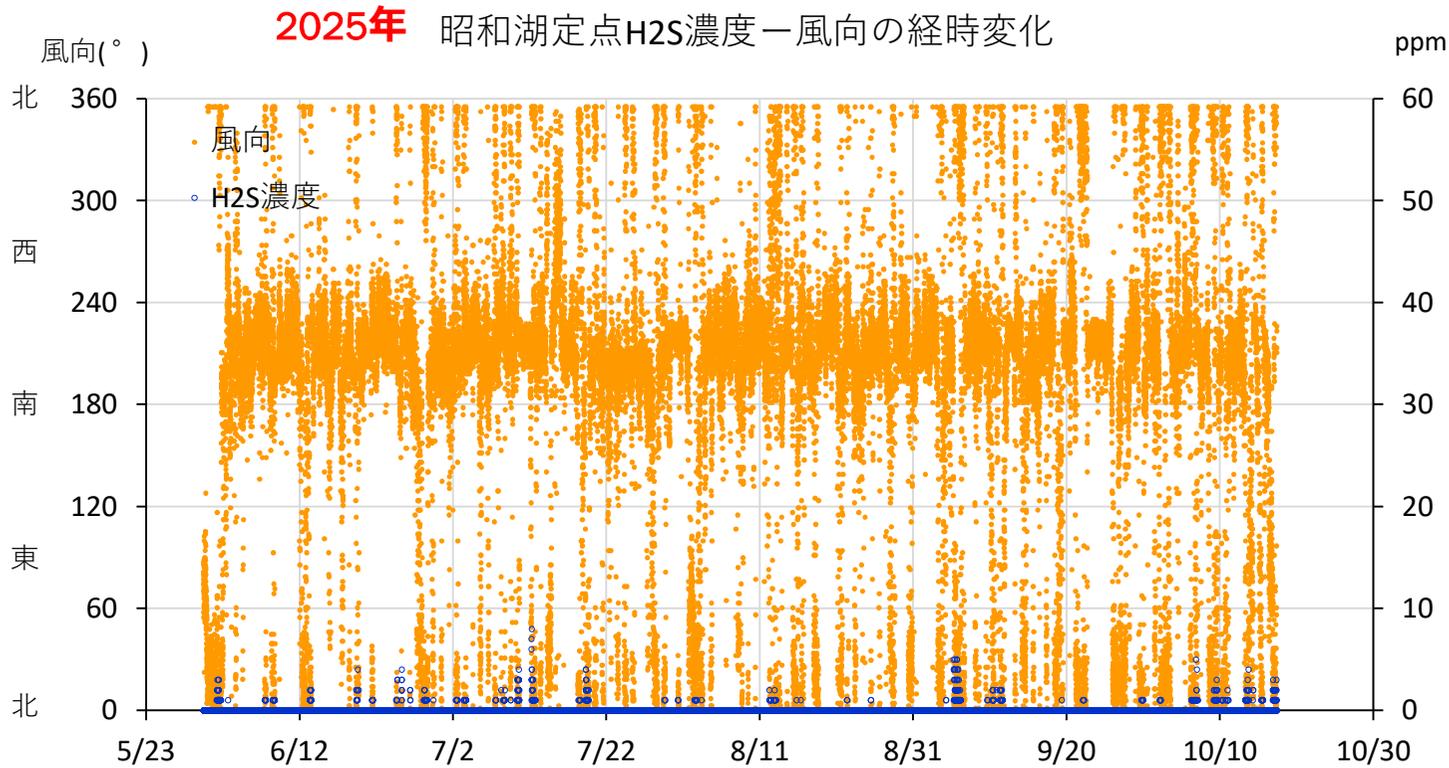
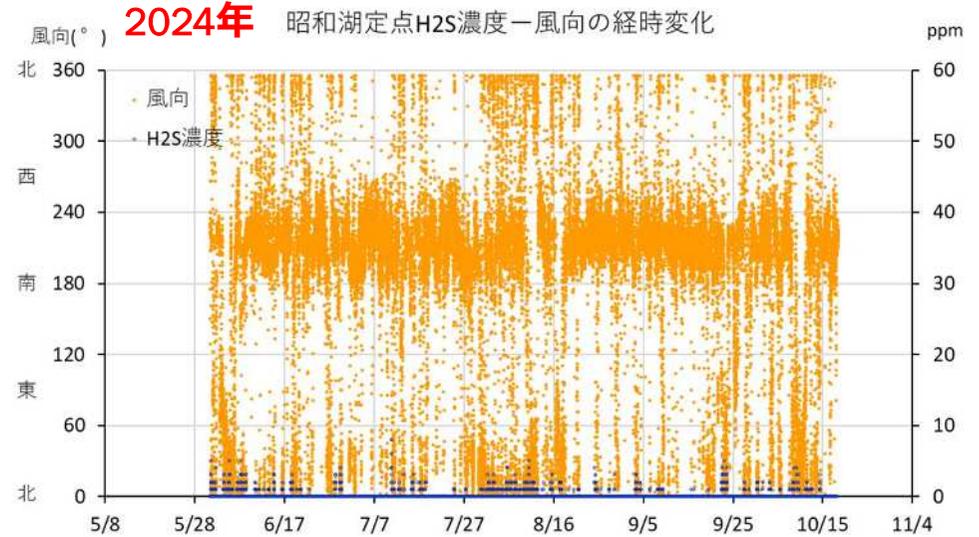
地獄谷風向計は、H₂Sガスによる腐食で9月中旬から一部動作不良に。
⇒比較的高濃度のガスによる腐食。
動作不良と思われる部分のデータを削除して対応。



設営時の残雪（5月30日）

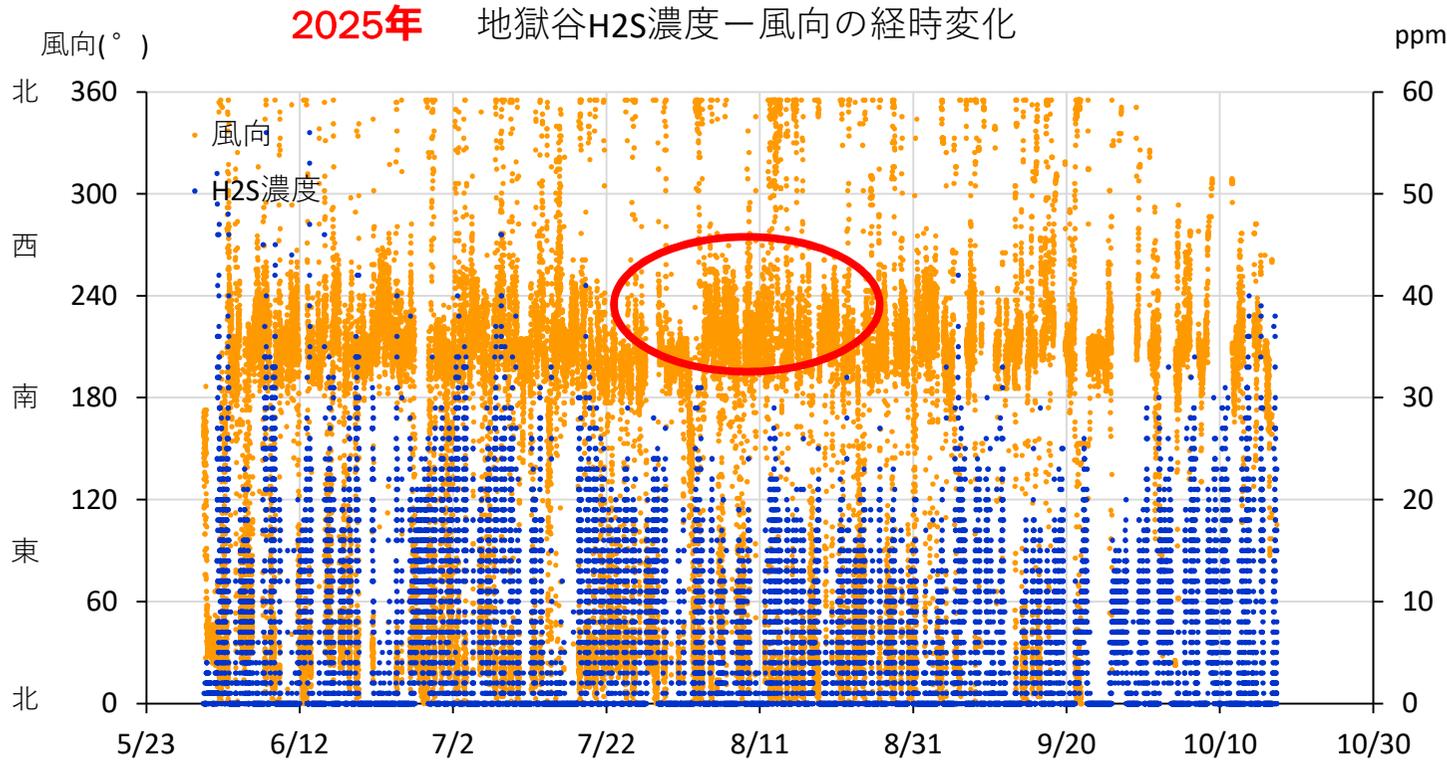
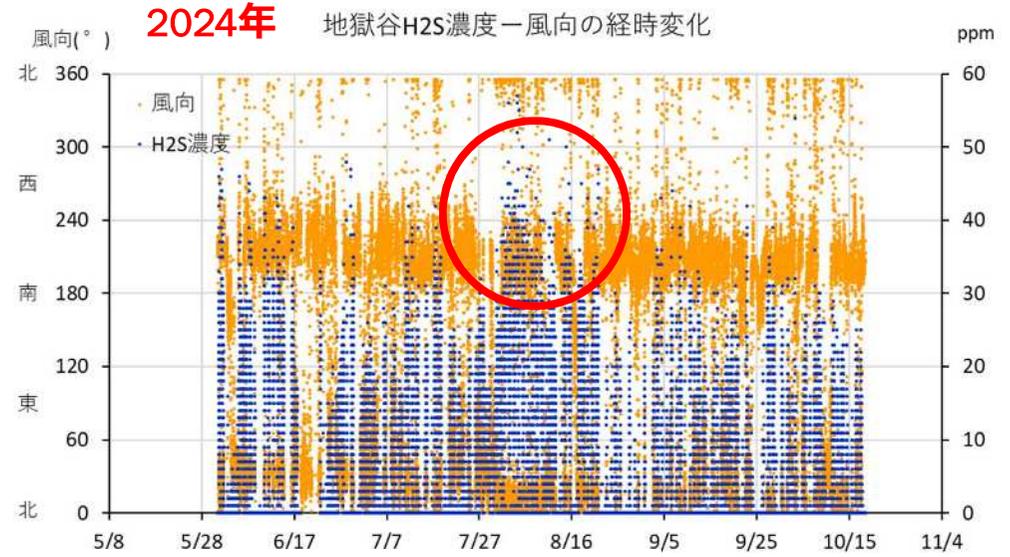
観測結果 (昭和湖定点2025年5月30日～10月17日)

濃度は、5分間平均値



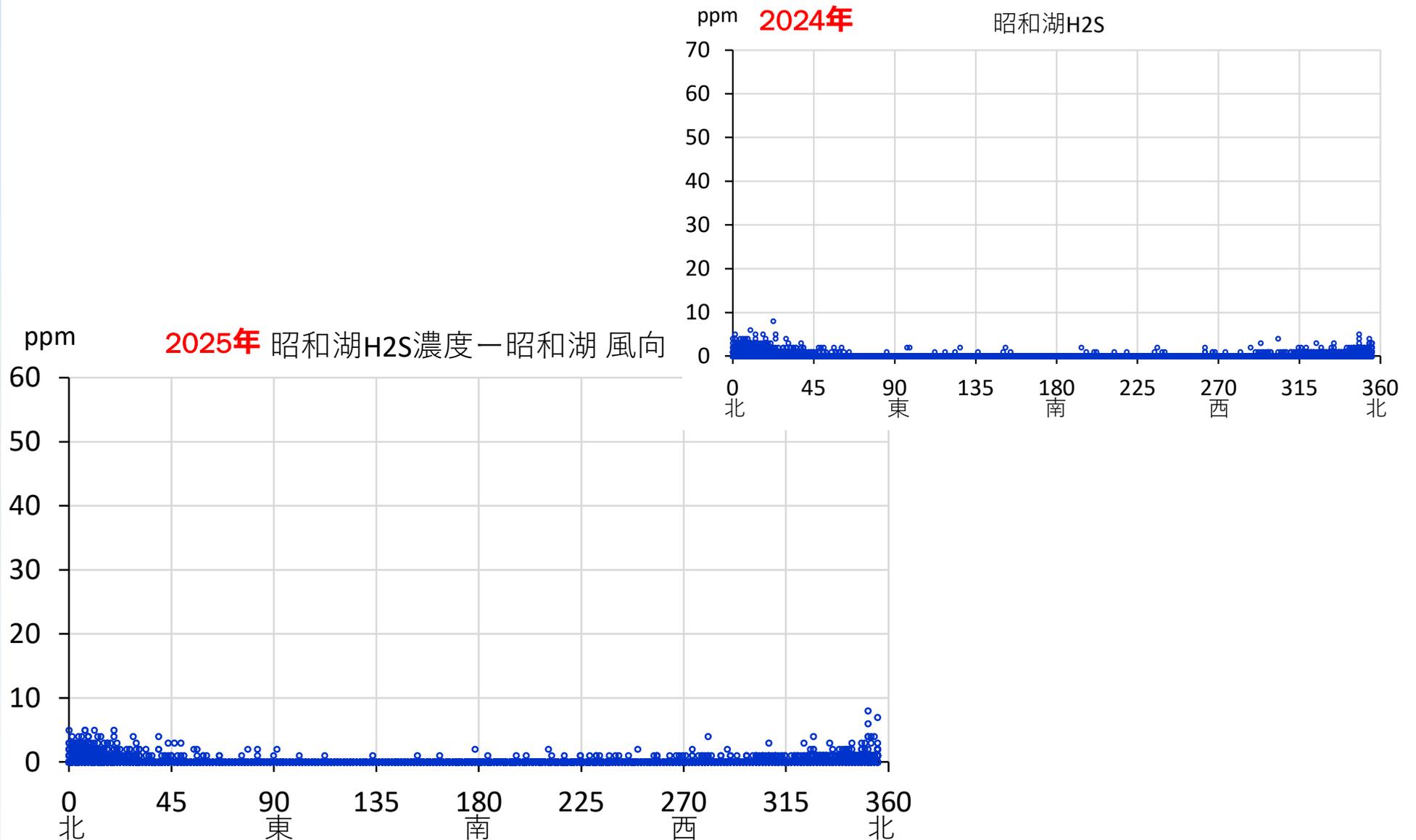
観測結果 (地獄谷2025年5月30日～10月17日)

濃度は、5分間平均値



観測結果 (昭和湖定点2025年5月30日～10月17日)

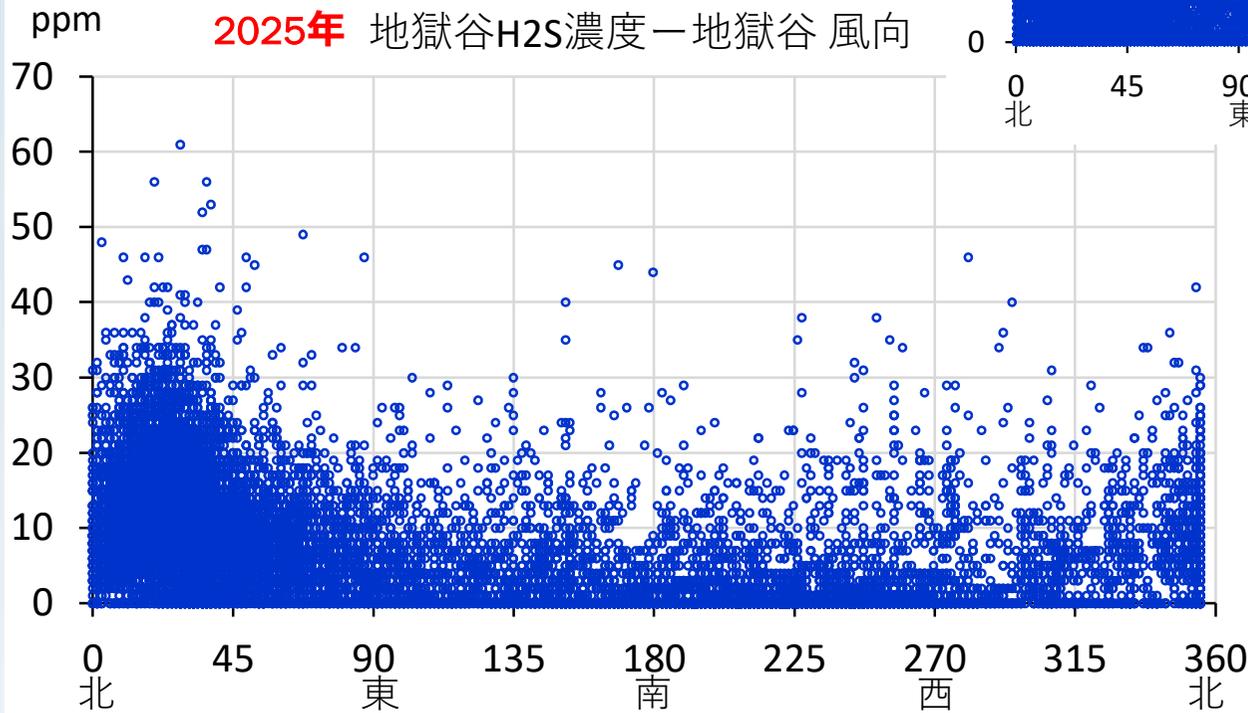
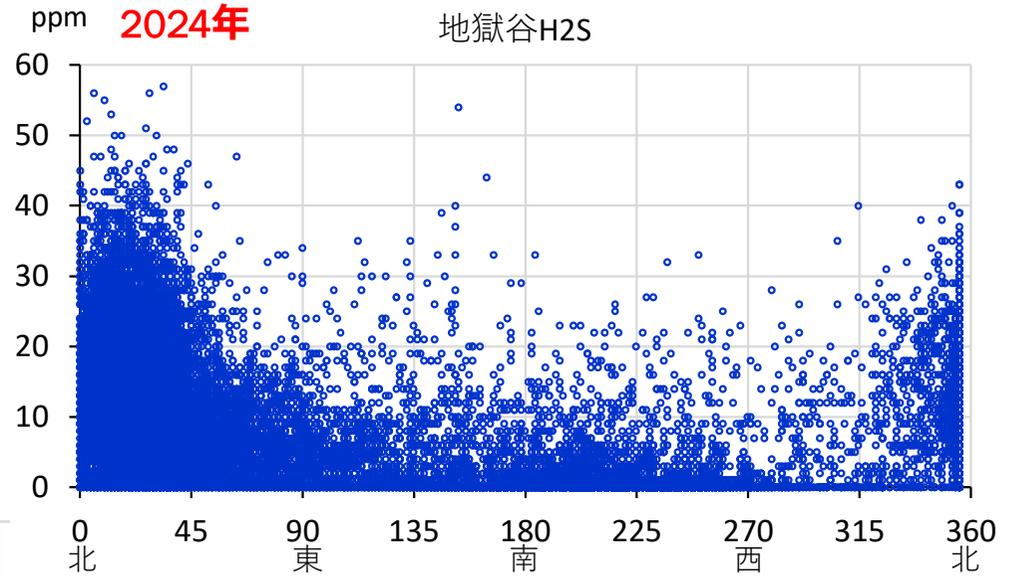
濃度は、5分間平均値



昨年度とほぼ同様。2020年頃に顕著であった南からの濃度上昇は見られず、北の地獄谷からのガスの影響が若干見られる。

観測結果 (地獄谷2025年5月30日～10月17日)

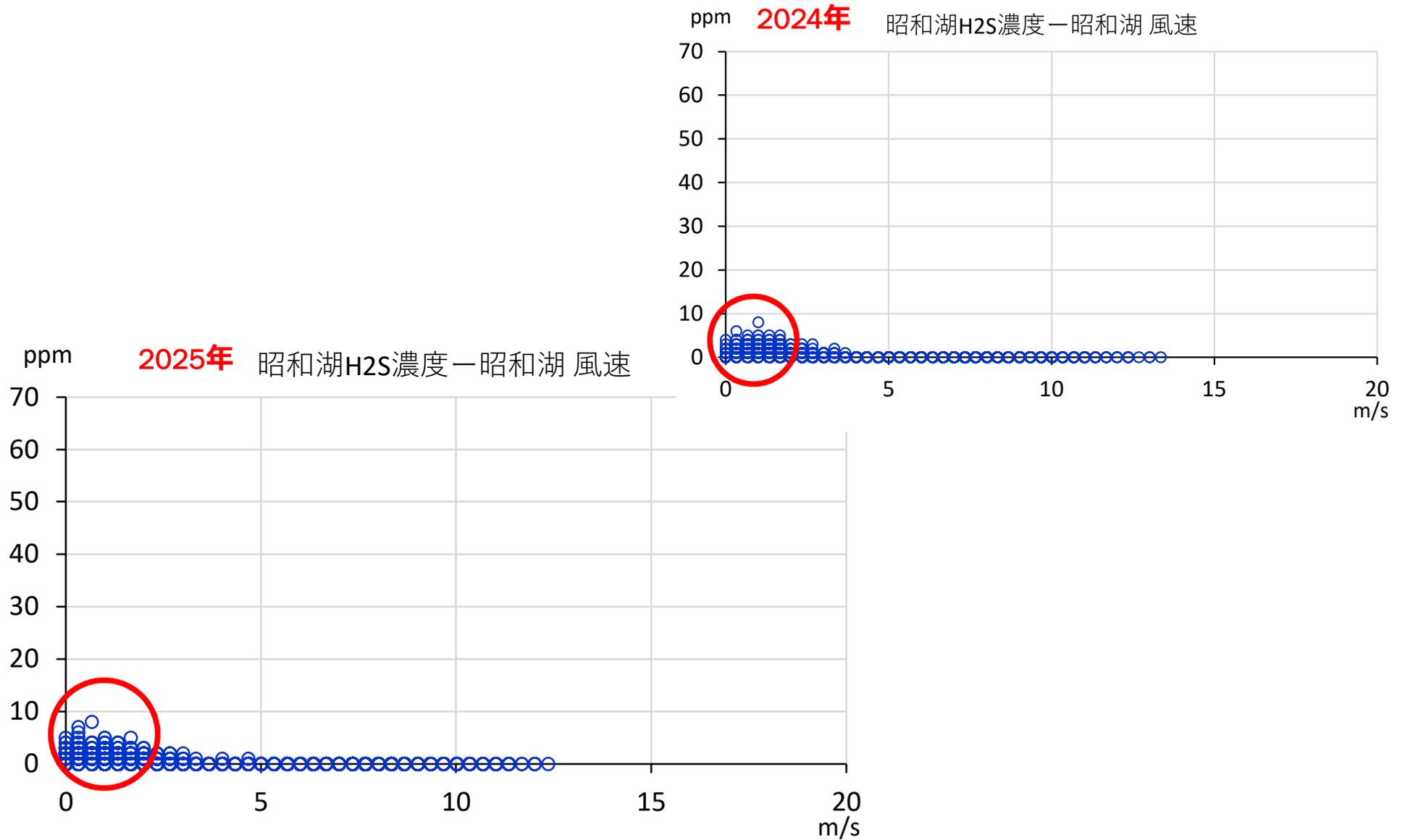
濃度は、5分間平均値



昨年同様北寄りの風で上昇。

観測結果 (昭和湖定点2025年5月30日～10月17日)

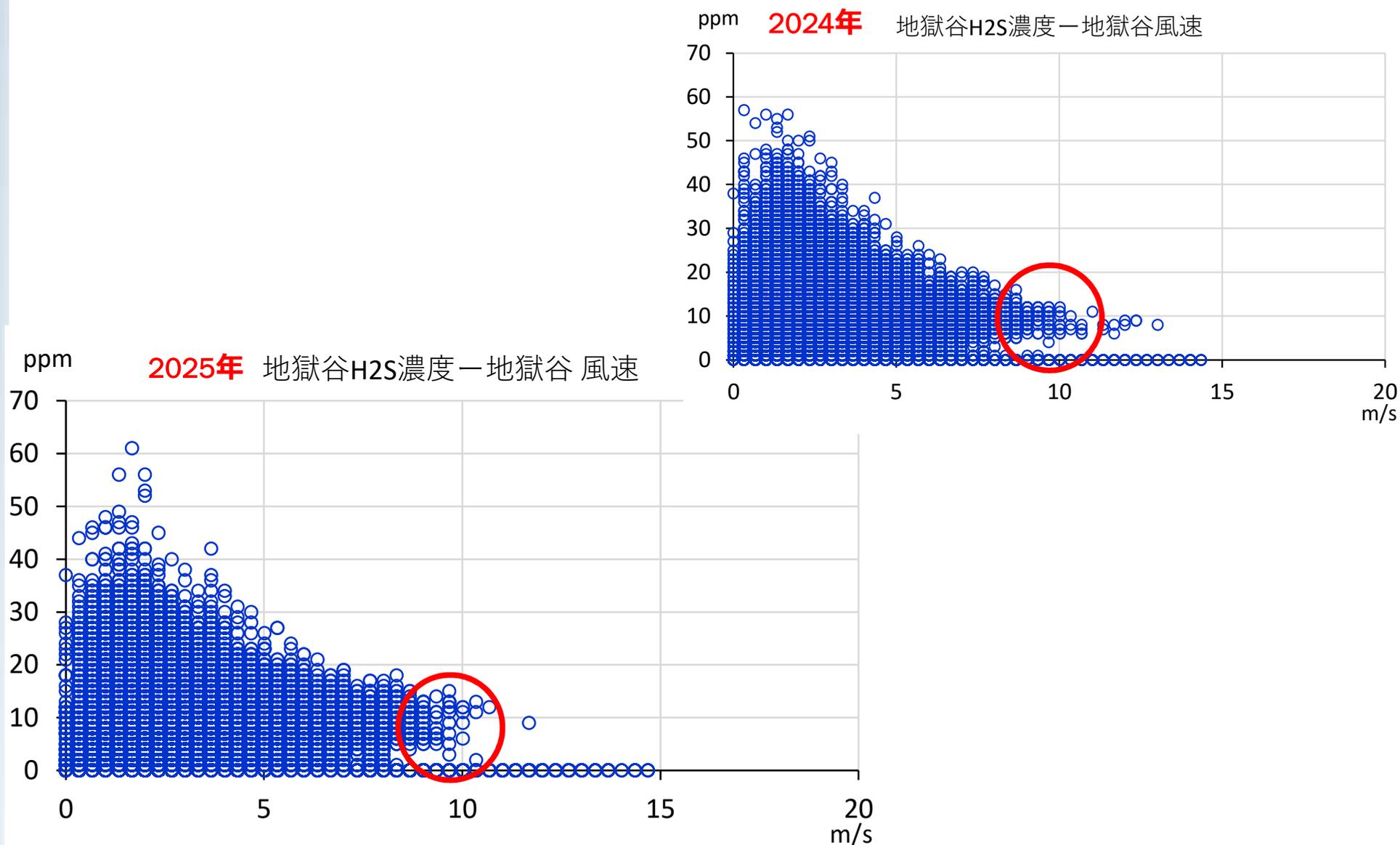
濃度は、5分間平均値



低い風速でガス濃度は若干上昇。

観測結果 (地獄谷2025年5月30日～10月17日)

濃度は、5分間平均値

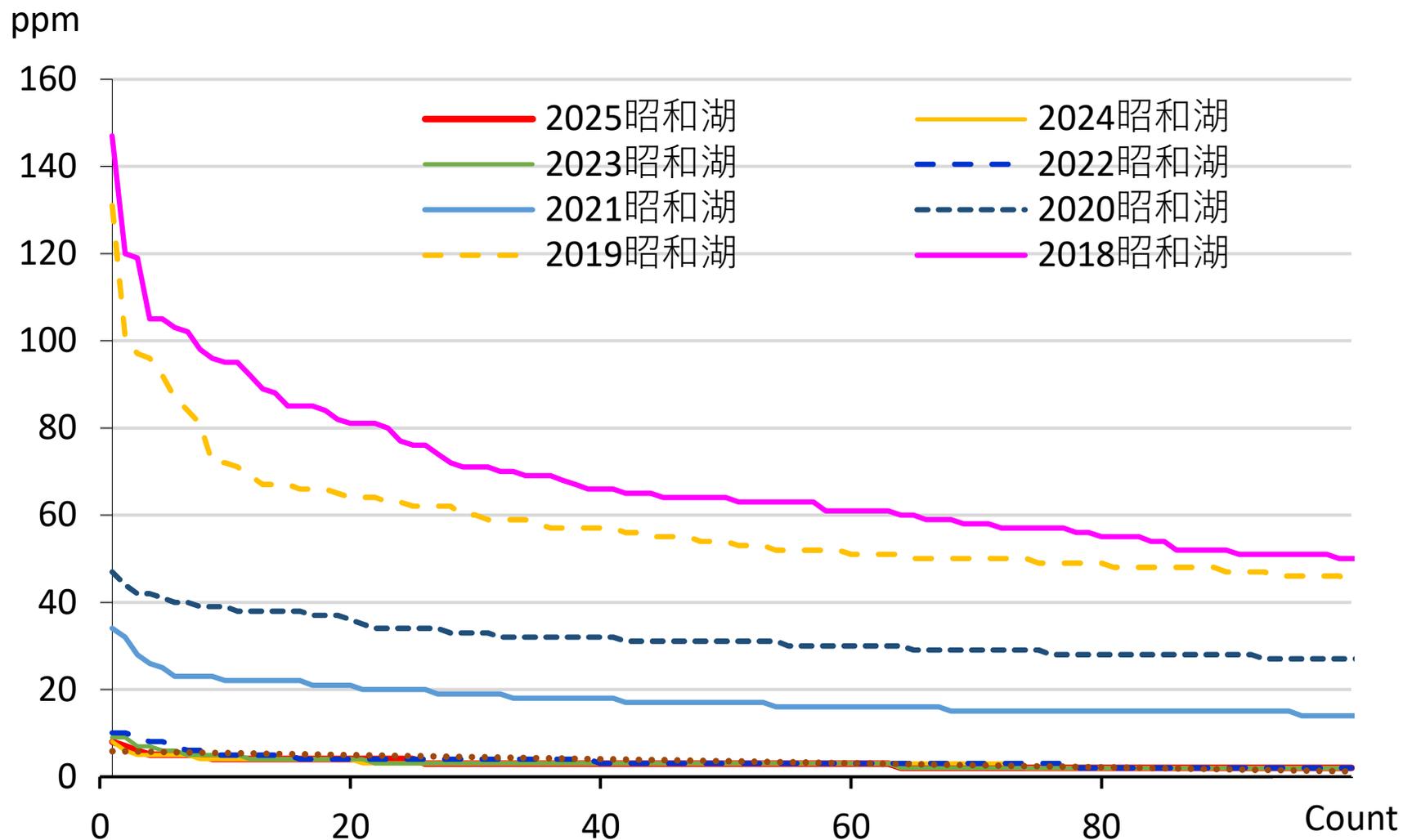


低い風速でガス濃度が上昇するが、10m/s程度の風でも上昇は見られる。

観測結果

昭和湖定点

H2S（5分間平均）値の高濃度順100カウント年度別比較

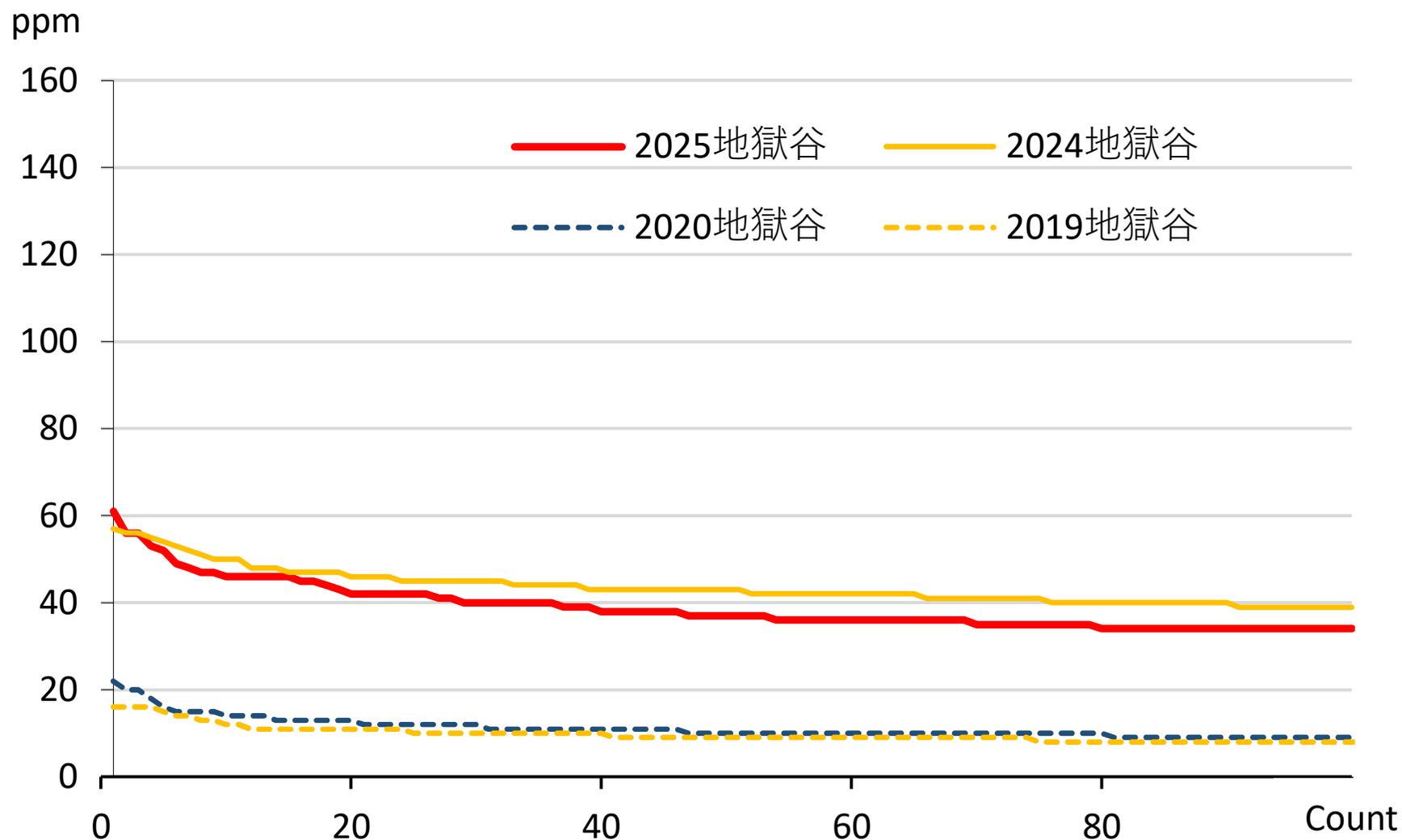


昨年度と同様にH2S濃度は低く安定。

観測結果

地獄谷

H2S（5分間平均）値の高濃度順100カウント年度別比較

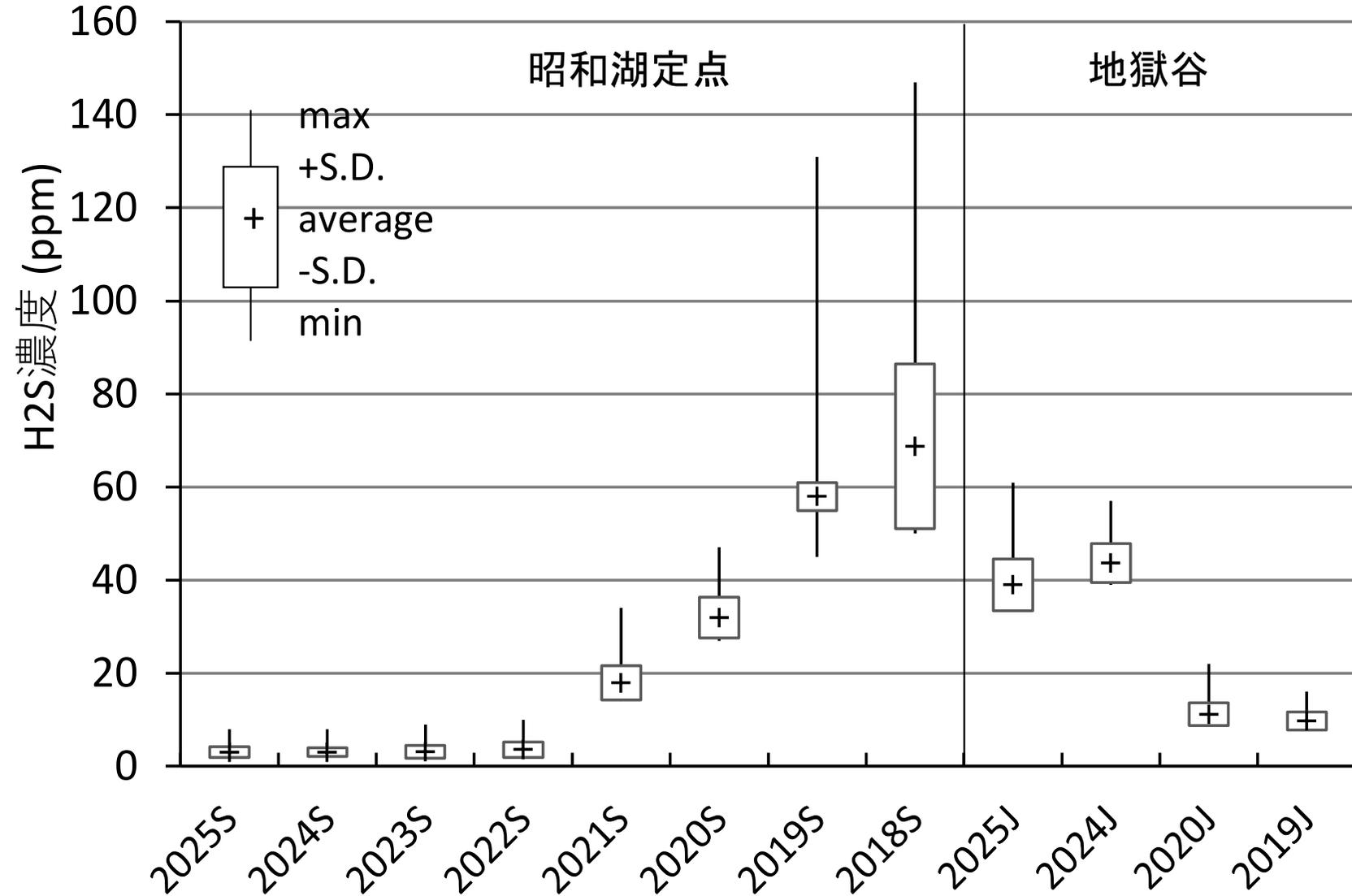


昨年度より若干低い傾向は見られるが、依然としてH2S濃度は高い。

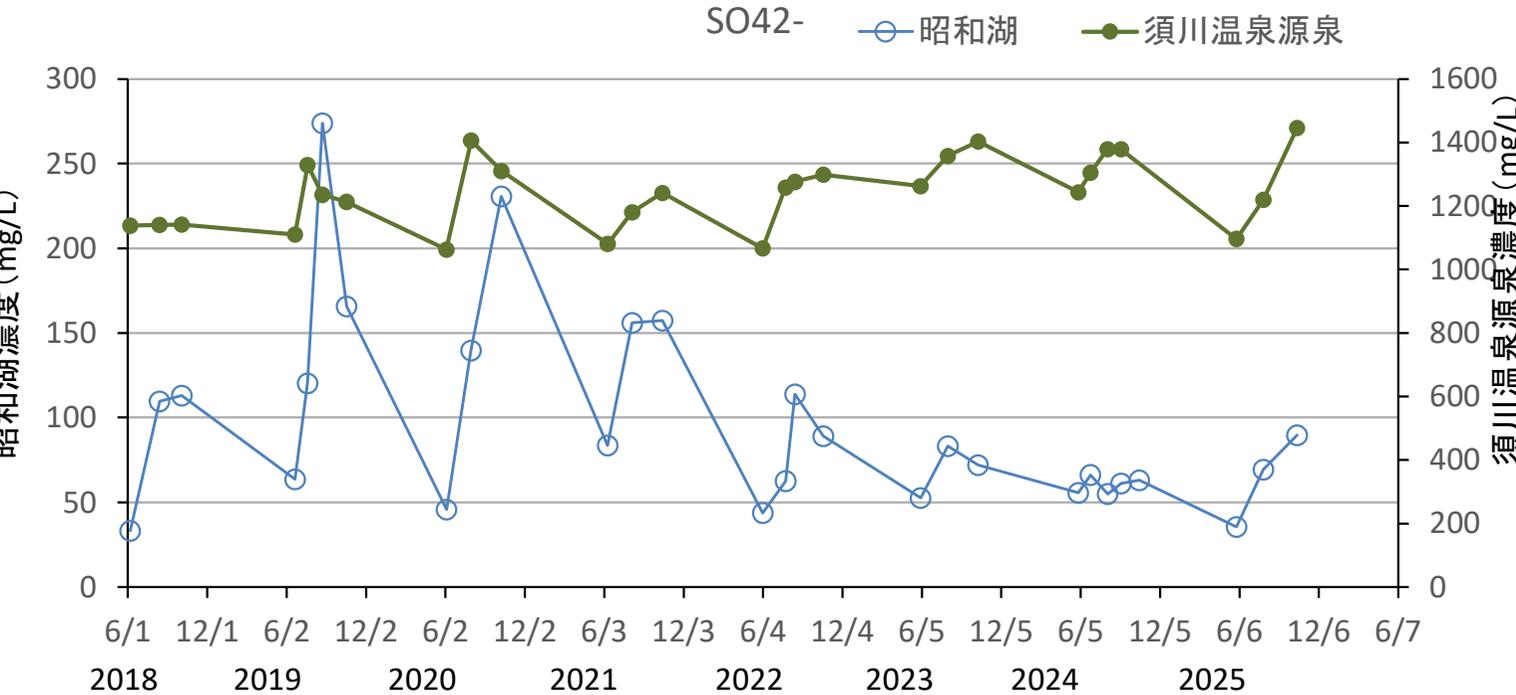
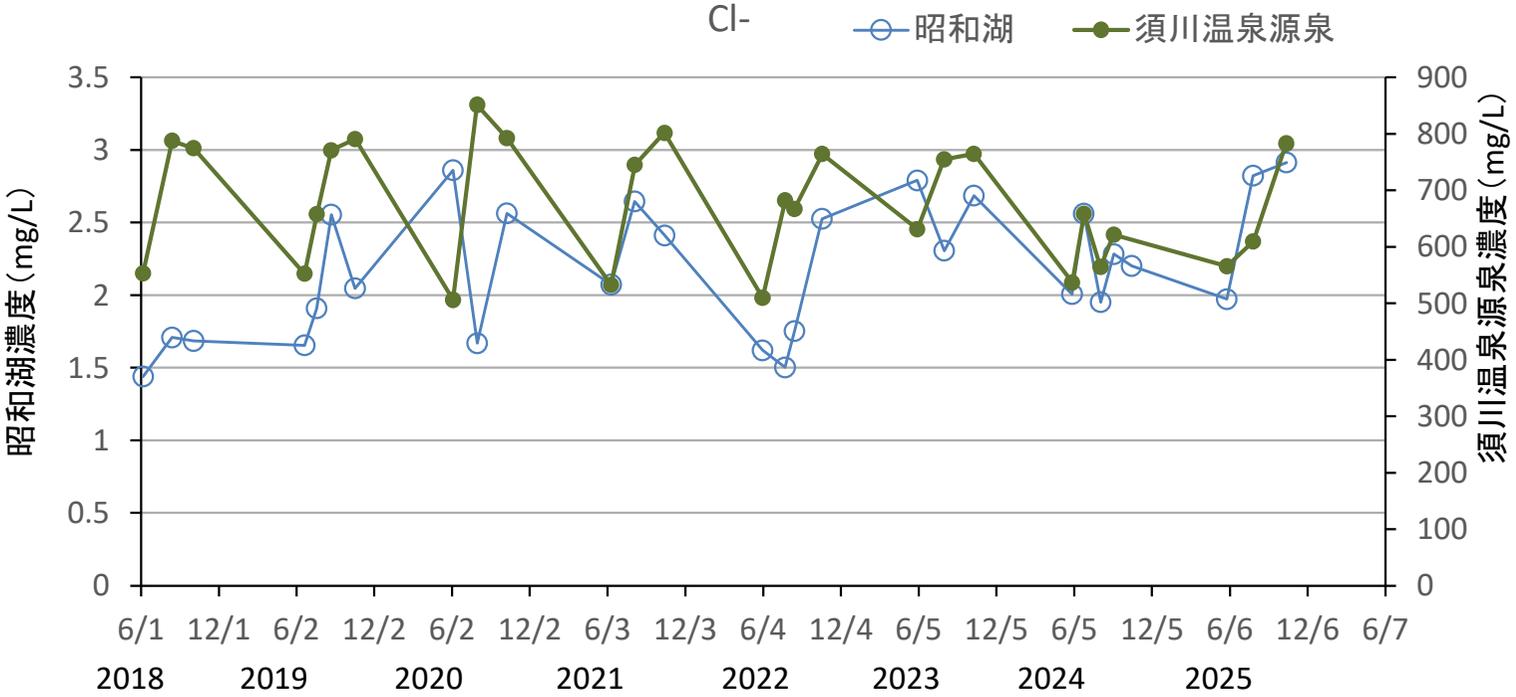
観測結果

昭和湖定点、地獄谷

H₂S（5分間平均）値の高濃度順100カウント年度別比較

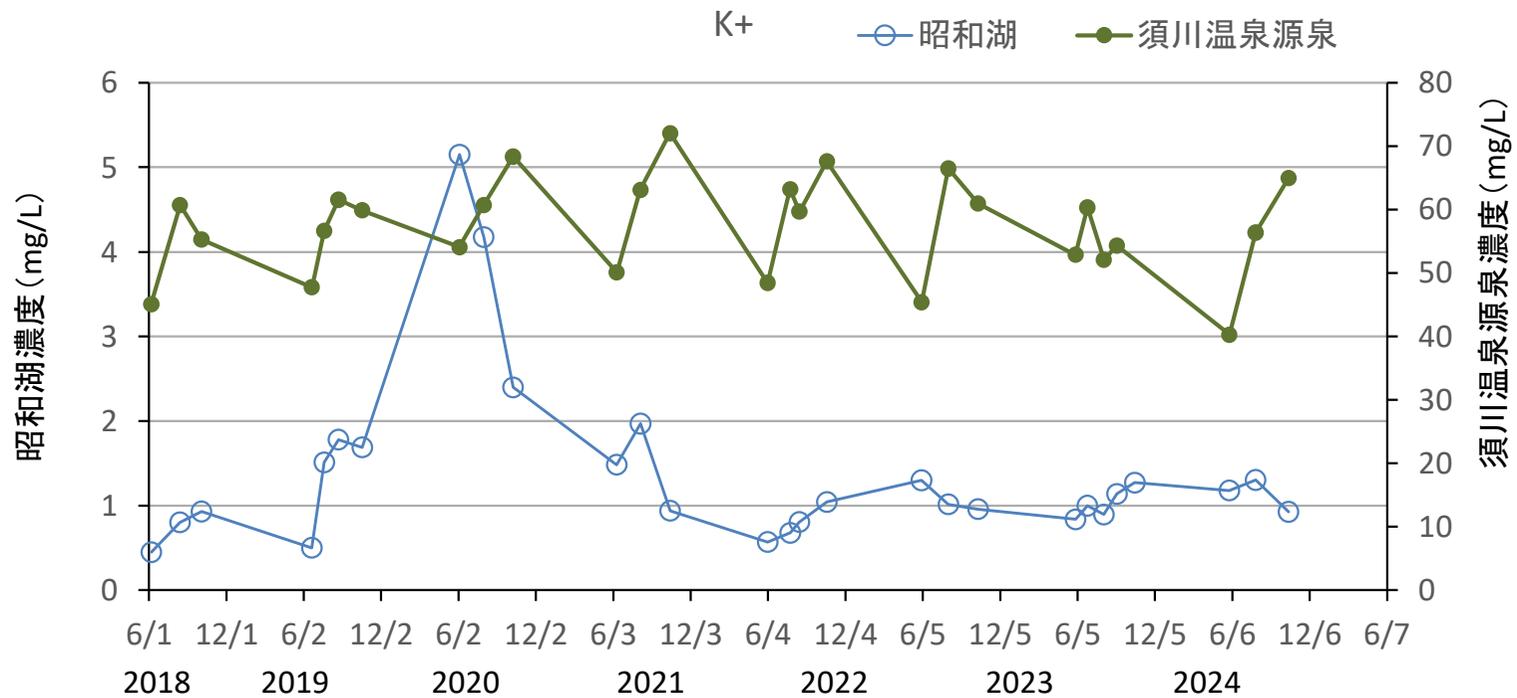
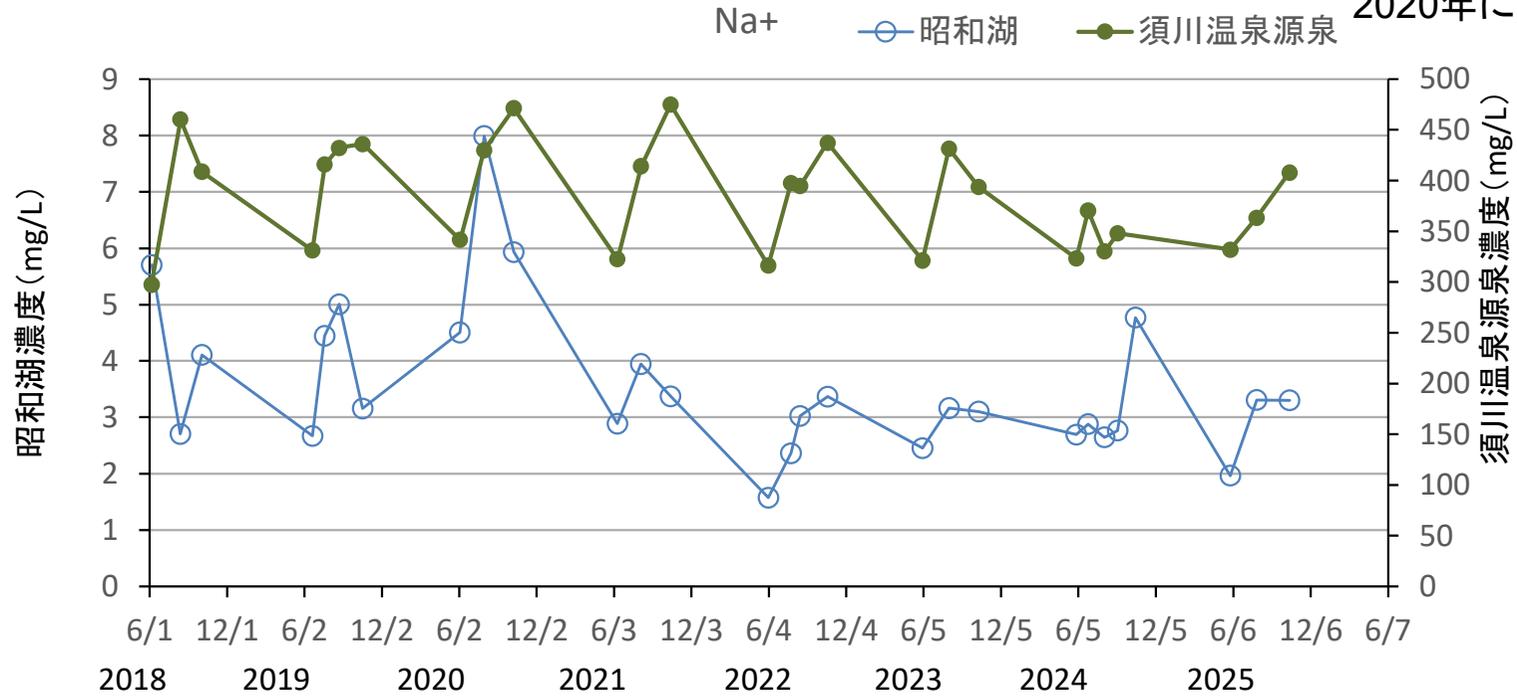


観測結果 (昭和湖、須川源泉の各測定日の水質の推移) 昭和湖硫酸イオンは減少傾向



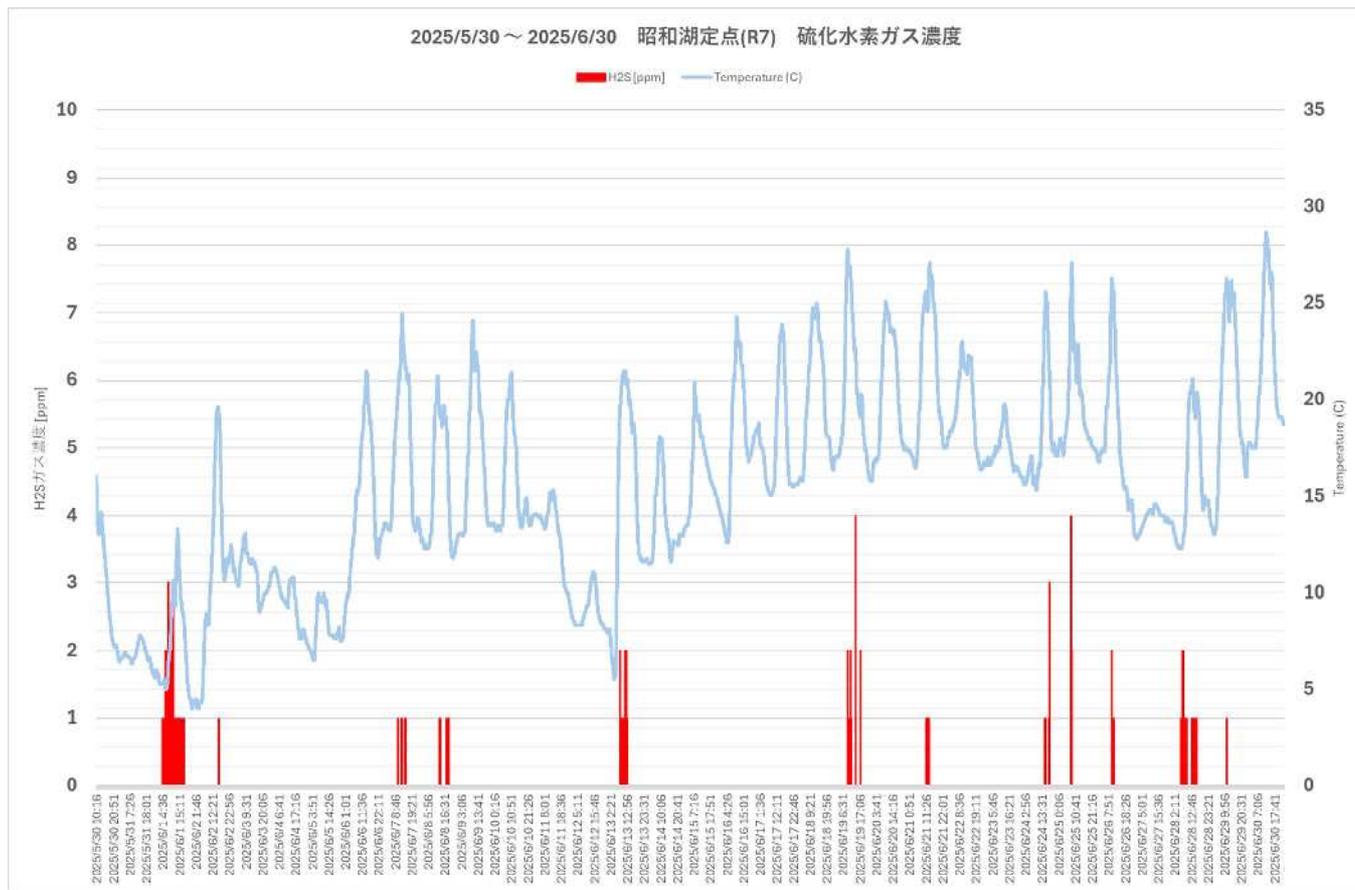
観測結果 (昭和湖、須川源泉の各測定日の水質の推移)

昭和湖のNa⁺、K⁺は
2020年に対し減少傾向

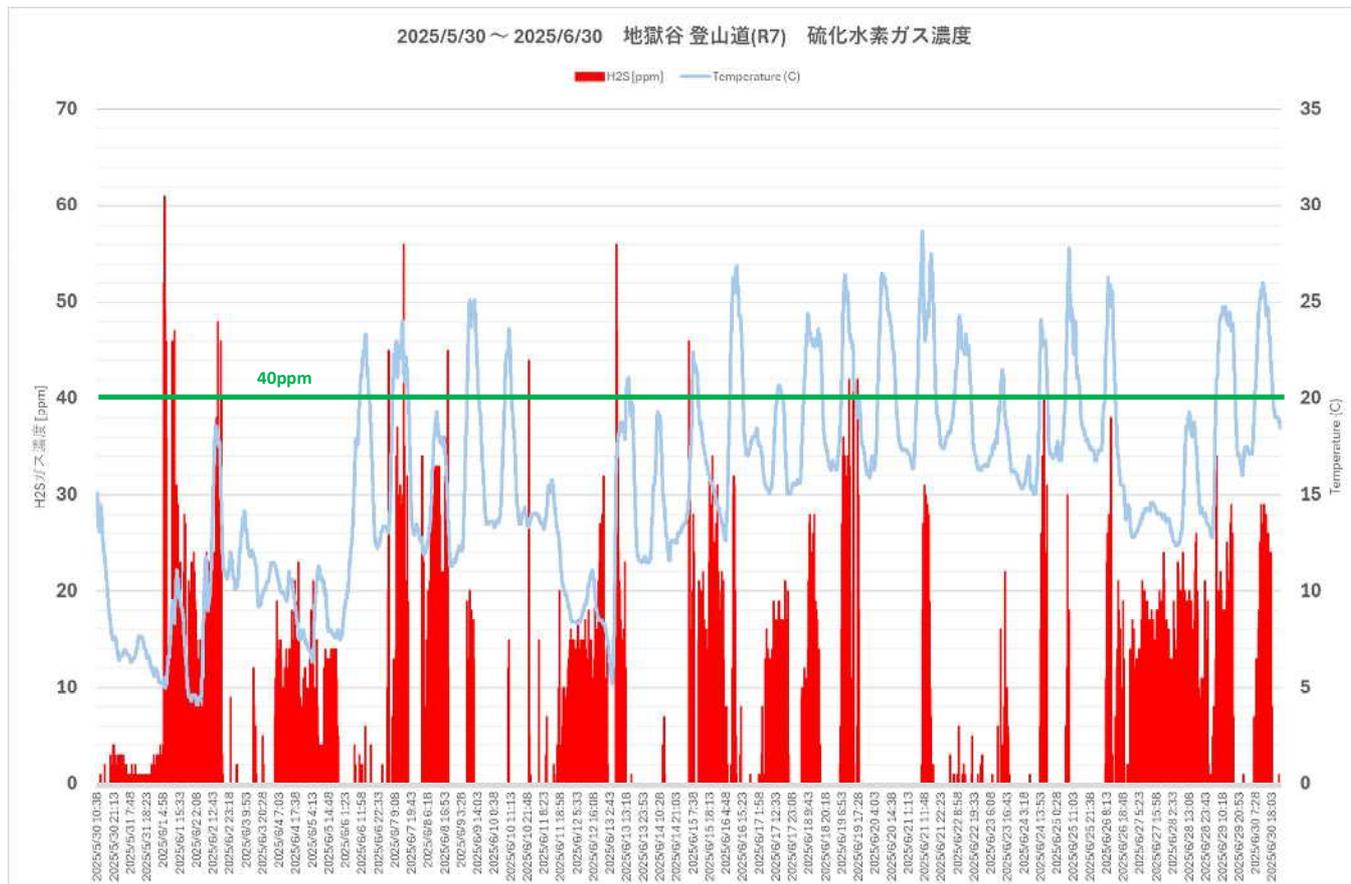


1 観測期間 2025/05/30～06/30

【昭和湖定点】 H2S濃度：5分間平均値



【地獄谷登山道】 H2S濃度：5分間平均値



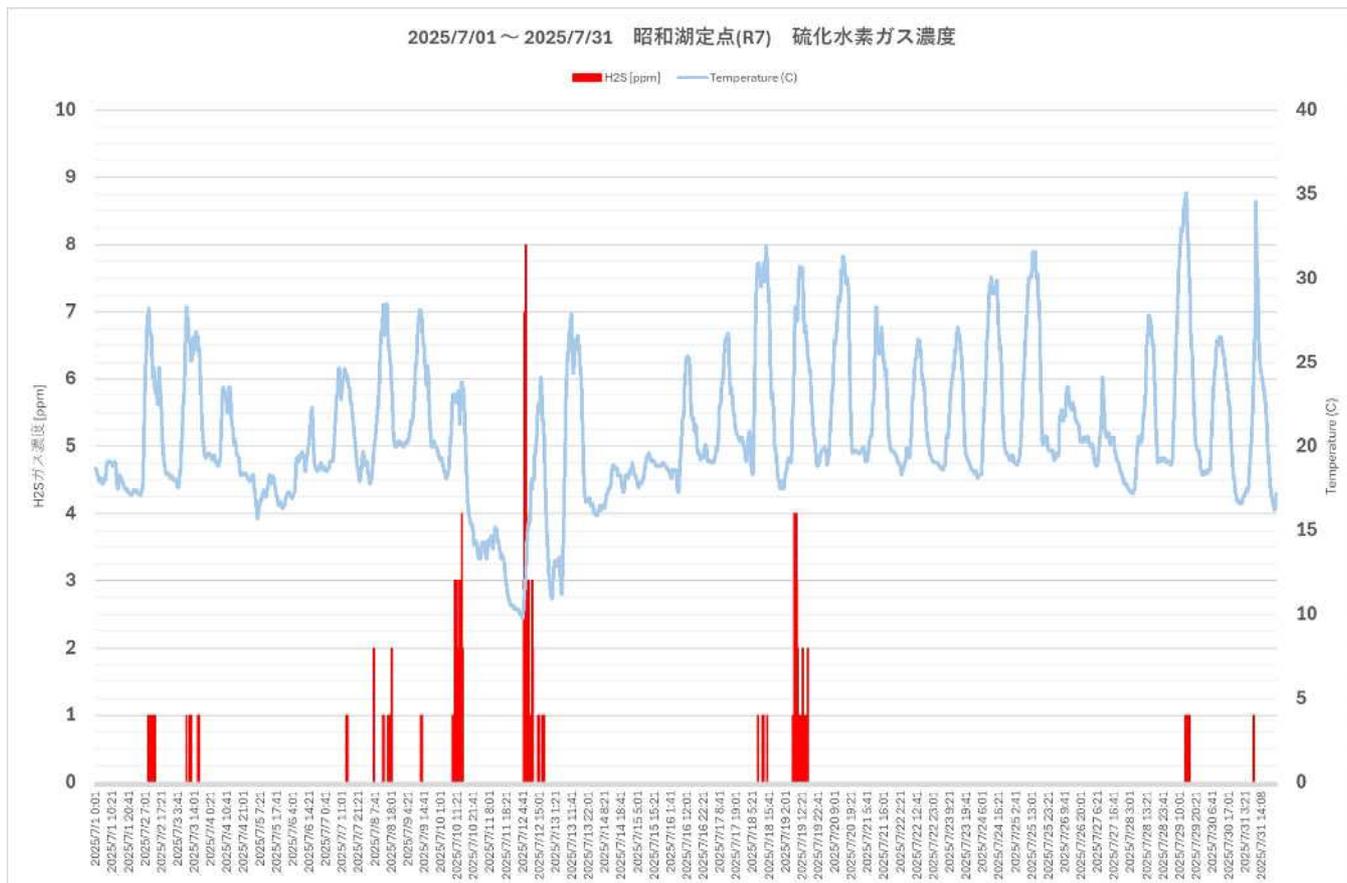
○地獄谷登山道 5分間平均値40ppm超過日

R7：6/1、6/2、6/7、6/8、6/13、6/15、6/19、6/24 の8回（参考 R6：8回）

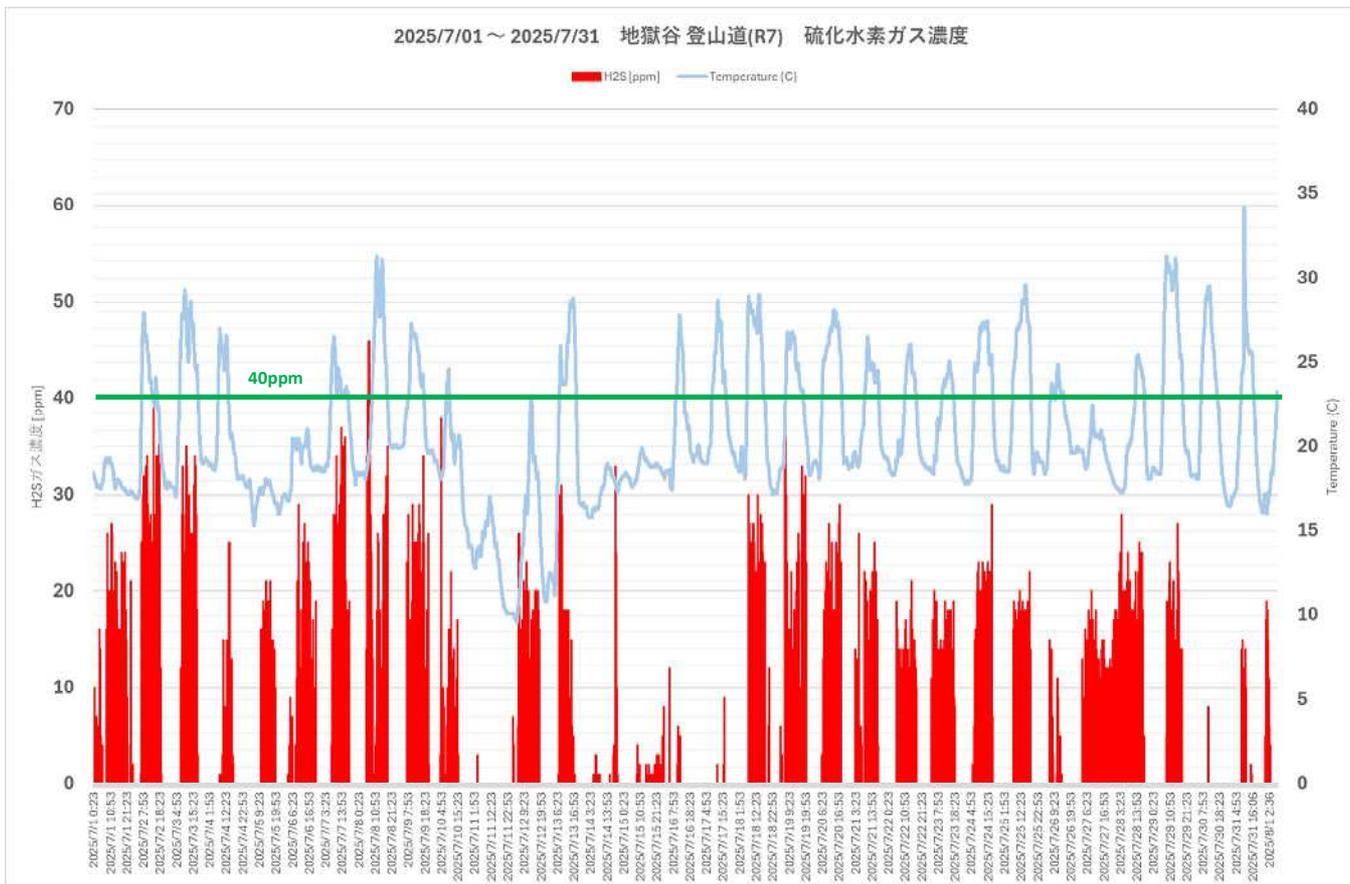
令和7年度硫化水素ガス観測データ

2 観測期間 2025/07/01~07/31

【昭和湖定点】 H2S濃度：5分間平均値



【地獄谷登山道】 H2S濃度：5分間平均値



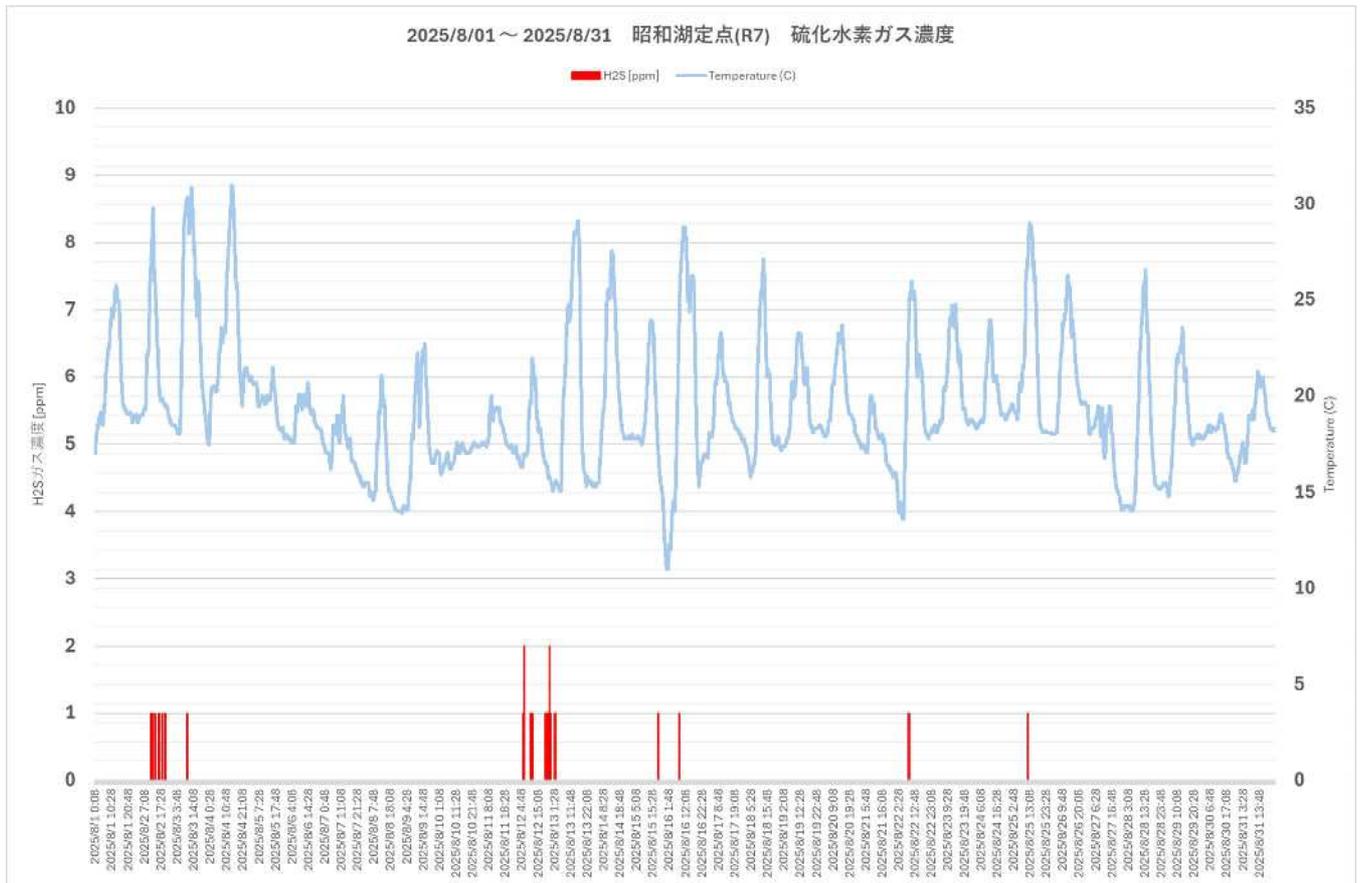
○地獄谷登山道

5分間平均値40ppm超過日 R7：7/2、7/8、7/19 の3回（参考 R6：2回）

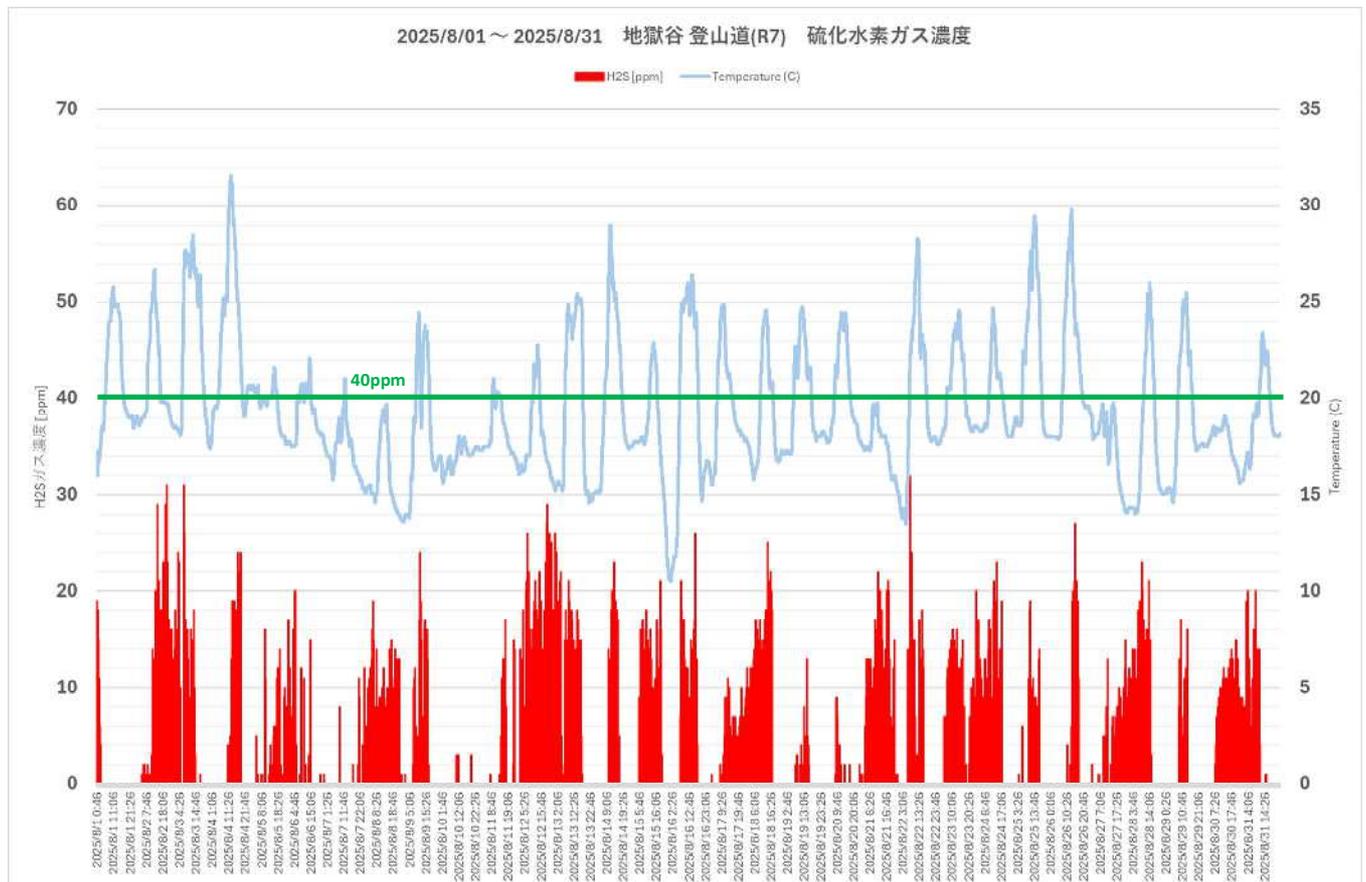
令和7年度硫化水素ガス観測データ

3 観測期間 2025/08/01~08/31

【昭和湖定点】 H2S濃度：5分間平均値



【地獄谷登山道】 H2S濃度：5分間平均値



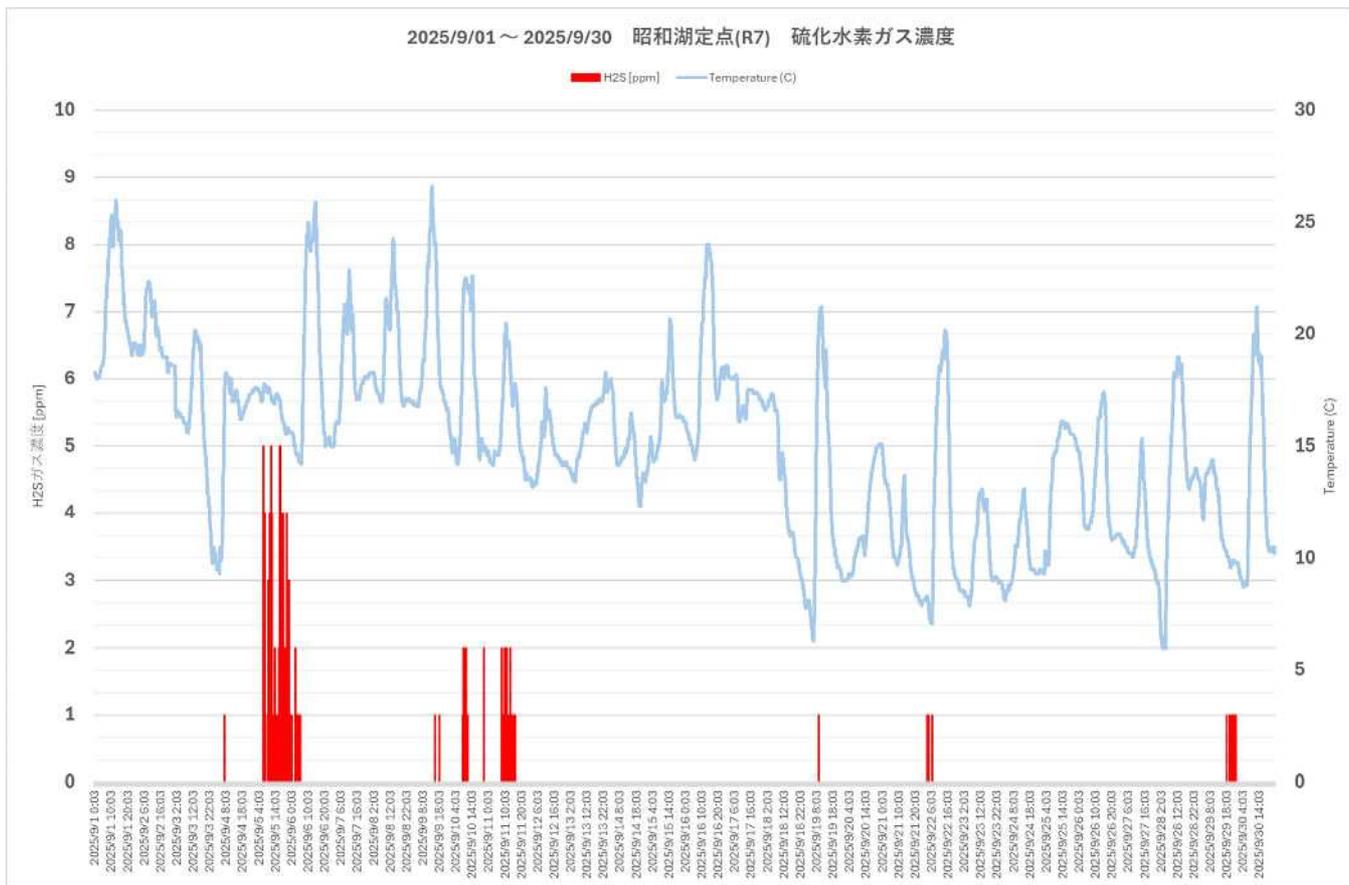
○地獄谷登山道

5分間平均値40ppm超過日 R7：8月はなし（参考 R6：14回）

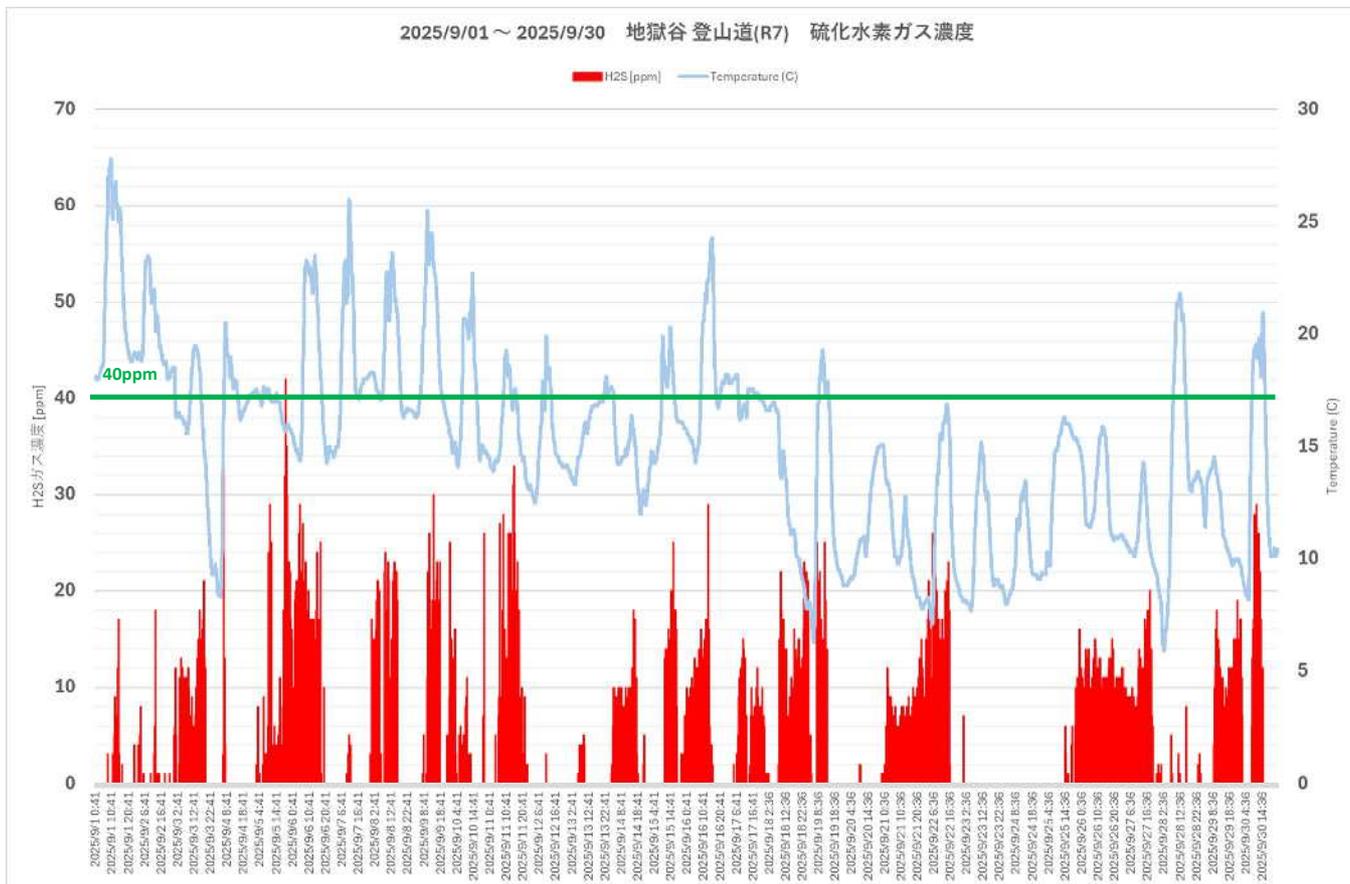
令和7年度硫化水素ガス観測データ

4 観測期間 2025/09/01~09/30

【昭和湖定点】 H2S濃度：5分間平均値



【地獄谷登山道】 H2S濃度：5分間平均値



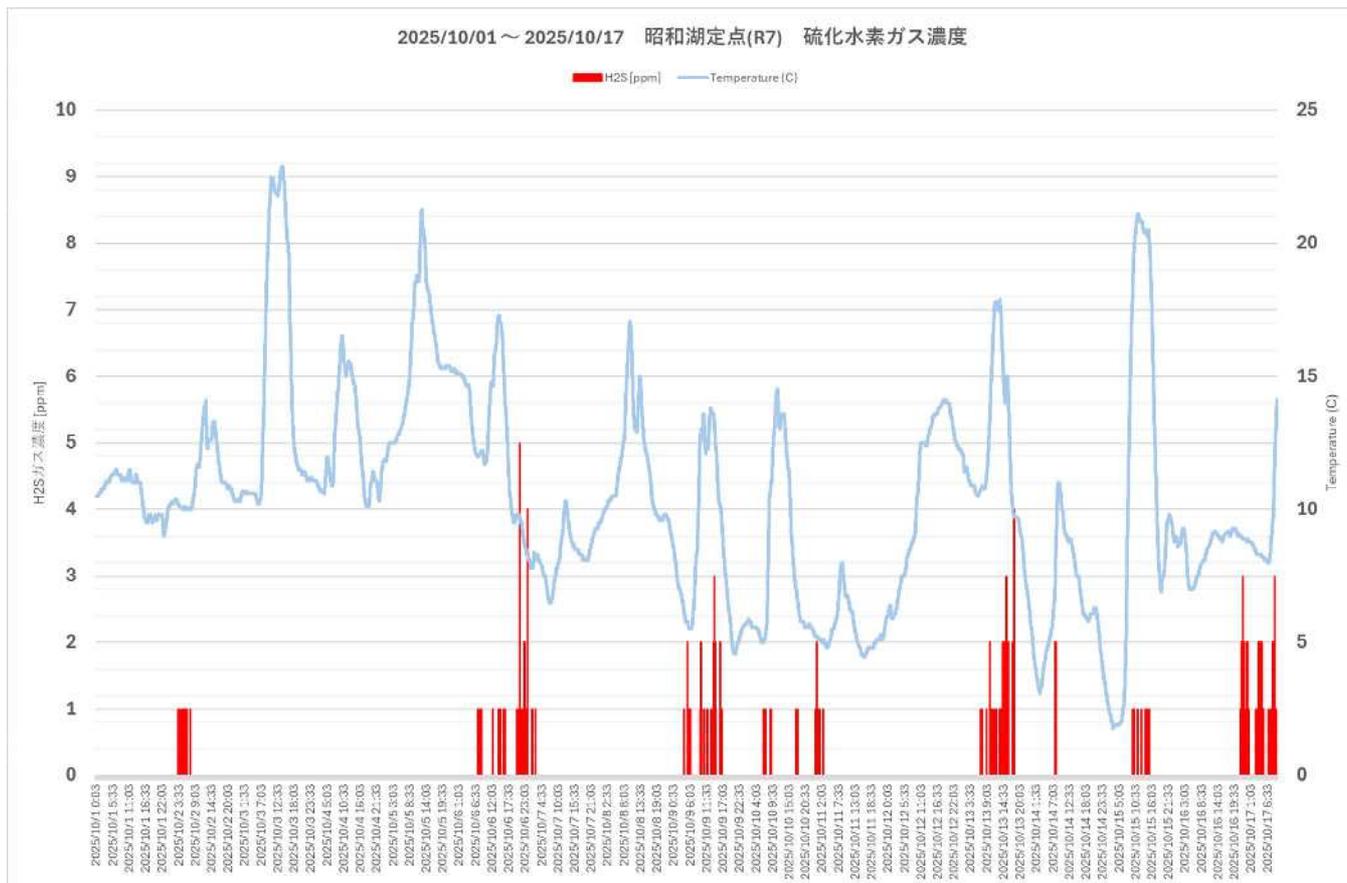
○地獄谷登山道

5分間平均値40ppm超過日 R7：9/5 の1回（参考 R6：4回）

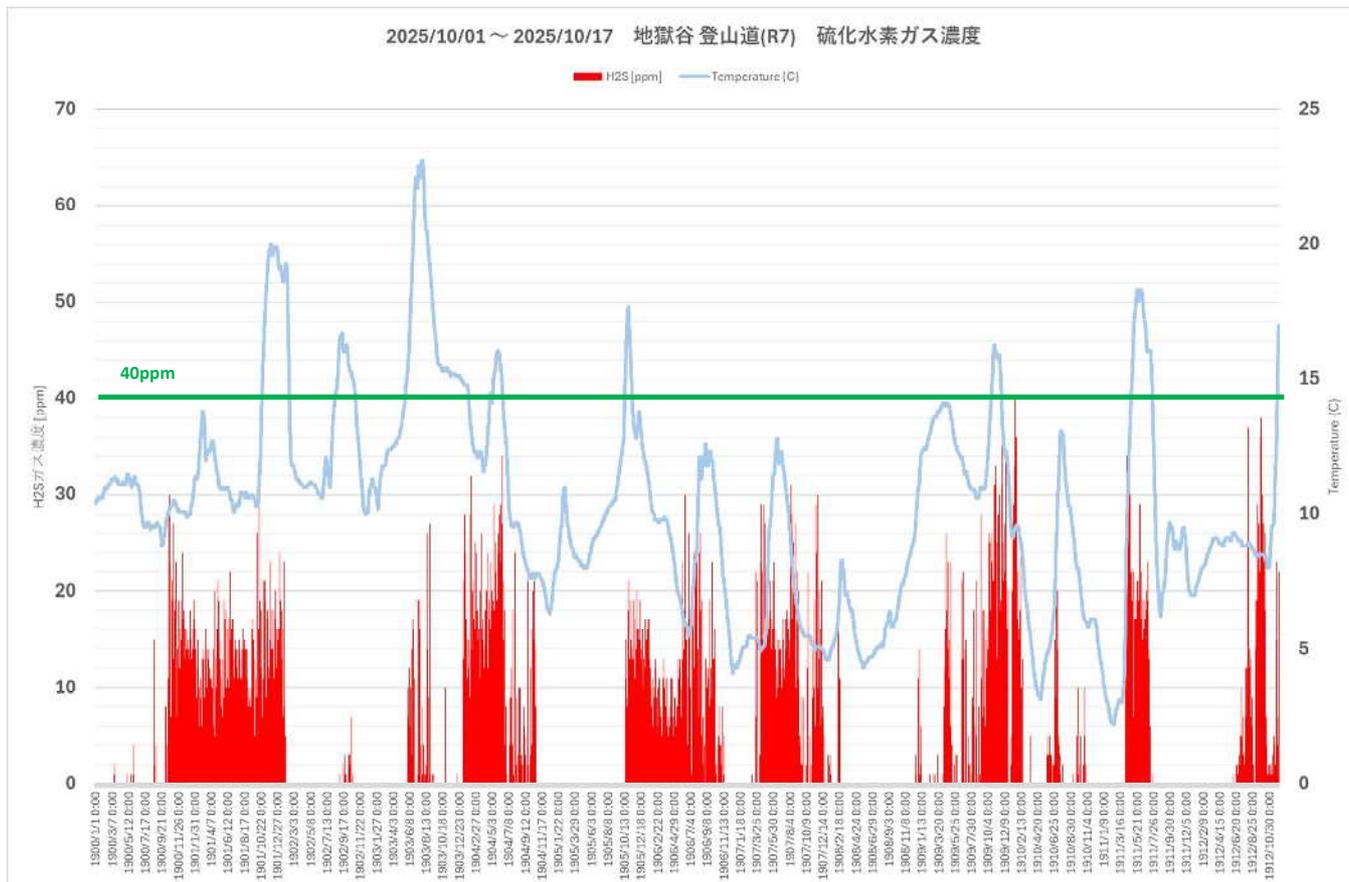
令和7年度硫化水素ガス観測データ

5 観測期間 2025/10/01~10/17

【昭和湖定点】 H2S濃度：5分間平均値



【地獄谷登山道】 H2S濃度：5分間平均値



○地獄谷登山道

5分間平均値40ppm超過日 R7：10/13 の1回（参考 R6：1回）

令和 7 年度栗駒山火山防災協議会火山ガス対策専門部会の会議結果（報告）

第 1 回火山ガス対策専門部会

- 1 開催の日時 令和 7 年 6 月 18 日（水）13 時 30 分～15 時 30 分
- 2 開催の場所 岩手県庁 4 階 4-1、4-2 会議室
- 3 出席者等

■ 有識者（設置要綱第 2 条別表 1）

機関名	職名	氏名	備考
岩手大学	名誉教授	齋藤 徳美	
岩手大学	元教授	土井 宣夫	
東北大学	名誉教授	浜口 博之	
東北大学	特任教授	三浦 哲	欠席
岩手大学	客員教授	越谷 信	
東京工業大学	教授	野上 健治	
岩手大学	准教授	岡田 真介	

■ 関係機関（設置要綱第 2 条別表 2）

機関名	備考
岩手県復興防災部防災課	
岩手県環境生活部自然保護課	
一関市消防本部防災課	
栗原市総務部危機対策課	
仙台管区气象台	
盛岡地方气象台	
東北森林管理局岩手南部森林管理署	
（一社）一関市観光協会	欠席
（一社）栗原市観光物産協会	

4 議題

(1) 令和 7 年度火山ガス定点観測調査について

- ア 調査地点：昭和湖付近及び地獄谷登山道付近の 2 地点
- イ 調査期間：5 月 30 日から 10 月下旬まで
- ウ 調査項目：風向、風速、硫化水素ガス濃度

(2) 栗駒山における火山ガスの観測及び安全対策について

ガス濃度が高まった場合に注意喚起する看板の設置位置について自然保護課から説明を行い、了承を得た。

第2回火山ガス対策専門部会

- 1 開催の日時 令和7年7月23日(水)10時00分～12時00分
- 2 開催の場所 岩手県盛岡合同庁舎8階大会議室
- 3 出席者等

■ 有識者（設置要綱第2条別表1）

機関名	職名	氏名	備考
岩手大学	名誉教授	齋藤 徳美	
岩手大学	元教授	土井 宣夫	
東北大学	名誉教授	浜口 博之	
東北大学	特任教授	三浦 哲	
岩手大学	客員教授	越谷 信	
東京科学大学	教授	野上 健治	
岩手大学	准教授	岡田 真介	

■ 関係機関（設置要綱第2条別表2）

機関名	備考
岩手県復興防災部防災課	
岩手県環境生活部自然保護課	
一関市消防本部防災課	
栗原市総務部危機対策課	
仙台管区气象台	
盛岡地方气象台	
東北森林管理局岩手南部森林管理署	
(一社)一関市観光協会	欠席
(一社)栗原市観光物産協会	

4 議題

(1) 令和8年度供用開始に向けた栗駒山における火山ガス対策について

以下について自然保護課から説明を行い、了承を得た。

- ・ 昭和湖に設置する警報装置の設置場所及び警報装置が作動する基準値
(ガス濃度50ppm以上)
- ・ 昭和湖付近に赤色灯点灯時に注意喚起する看板の設置位置及び看板の表示内容
事前通行規制については、対応を保留とした。

第3回火山ガス対策専門部会

- 1 開催の日時 令和7年12月23日(火)16時00分～17時30分
- 2 開催の場所 岩手県庁4階 4-1、4-2会議室
- 3 出席者等

■ 有識者（設置要綱第2条別表1）

機関名	職名	氏名	備考
岩手大学	名誉教授	齋藤 徳美	
岩手大学	元教授	土井 宣夫	
東北大学	名誉教授	浜口 博之	
東北大学	特任教授	三浦 哲	欠席
岩手大学	客員教授	越谷 信	欠席
東京科学大学	教授	野上 健治	
岩手大学	准教授	岡田 真介	

■ 関係機関（設置要綱第2条別表2）

機関名	備考
岩手県復興防災部防災課	
岩手県環境生活部自然保護課	
一関市消防本部防災課	
栗原市総務部危機対策課	
仙台管区气象台	
盛岡地方气象台	
東北森林管理局岩手南部森林管理署	
(一社)一関市観光協会	
(一社)栗原市観光物産協会	欠席

4 議題

(1) 栗駒山における硫化水素ガスの連続観測の状況について

令和7年5月30日から10月17日まで計測した硫化水素ガスの観測結果について自然保護課から報告した。

(2) 栗駒山火山ガス警報装置及び迂回路について

苔花台、地獄谷、昭和湖、天狗平に設置した警報装置の設置状況及び昭和湖迂回路の設置状況について自然保護課から報告した

(3) 須川コース開放後における面的調査及びガス対策専門部会への情報提供について

昭和湖ガス濃度の上昇に応じて面的調査を実施するとともに、観測結果についてはガス対策専門部会に適宜情報提供することとした。

事前通行規制は、今後、面的調査によりデータを蓄積し、昭和湖ガス濃度が高くなった時にガス対策専門部会の判断を仰ぐこととした。

栗駒山火山防災協議会規約一部改正新旧対照表（案）

改正前					改正後					改正理由
別表第2（第7条及び第8条関係）					別表第2（第7条及び第8条関係）					課名の変更 役職の変更
所属	幹事	部会の委員			所 属	幹事	部会の委員			
		岩手県 部会	宮城県 部会	秋田県 部会			岩手県 部会	宮城県 部会	秋田県 部会	
[略]					[略]					
秋 田 県	[略]				秋 田 県	[略]				
	秋田県警察本 部警備部	[略]				秋田県警察本部 警備部	[略]			
	<u>警備 第二課</u>					<u>警備課</u>				
[略]					[略]					
国 関 係	[略]				国 関 係	[略]				
	国土地理院東 北地方測量部	<u>防災情報 管理官</u>	[略]			国土地理院東北 地方測量部	<u>次長</u>	[略]		
	[略]					[略]				
[略]					[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。										

栗駒山火山防災協議会規約

(設置)

第1条 岩手県、宮城県及び秋田県（以下「3県」という。）並びに一関市、栗原市、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村（以下「関係市町村」という。）並びに関係機関の連携を確立し、平時から栗駒山の噴火時の警戒避難体制の整備に関する検討を共同で行うことにより、栗駒山の火山災害に対する防災体制の構築を推進するため、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、栗駒山火山防災協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 噴火シナリオ及び火山ハザードマップの作成に係る協議に関すること。
- (2) 噴火警戒レベルの導入に係る協議に関すること。
- (3) 避難計画の策定に係る協議に関すること。
- (4) 火山防災マップの作成に係る協議に関すること。
- (5) 法第5条第2項の規定による3県の地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (6) 法第6条第3項の規定による関係市町村の地域防災計画の定めに対する意見に関すること。
- (7) 火山の活動状況に係る情報共有に関すること。
- (8) 観光客及び登山者に係る火山防災対策に関すること。
- (9) 防災訓練の推進に関すること。
- (10) 防災意識の啓発活動に関すること。
- (11) その他栗駒山の火山防災対策の推進に関すること。

(協議会)

第3条 協議会の委員は、別表第1に掲げる者により構成する。この場合において、同表法第4条第2項第7号の項に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、岩手県知事をもって充てる。
- 4 副会長は、宮城県知事及び秋田県知事をもって充てる。
- 5 会長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 宮城県知事

第2順位 秋田県知事

(協議会の招集等)

第4条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、委員の半数以上の出席により開催する。

- 2 協議会の協議事項は、出席した委員の過半数の同意をもって決する。
- 3 委員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。
- 4 会長は、会議を開催せずに協議を求めると認めるときは、書面による協議をもって、協議会の開催に代えることができる。

(専決処分)

第6条 会長は、次に掲げる場合には、その協議事項について、副会長の合意を得て、専決処分をすることができる。

- (1) 協議会を招集するいとまがないとき。
 - (2) 軽微な事項について協議するとき。
- 2 会長は、前項の専決処分をしたときは、速やかに委員に報告しなければならない。

(幹事会)

第7条 第2条の所掌事務の詳細な検討のため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、別表第2に掲げる者により構成する。
- 3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長は、岩手県復興防災部防災課総括課長をもって充てる。
- 5 副幹事長は、宮城県復興・危機管理部防災推進課長及び秋田県総務部総合防災課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となり、幹事会を代表する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。この場合において、その職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 宮城県復興・危機管理部防災推進課長

第2順位 秋田県総務部総合防災課長

(各県部会)

第8条 協議会の行う所掌事務について、各県ごとに検討するため、協議会に各県部会を置く。

- 2 各県部会の委員は、別表第2に掲げる者及び部会長が別に指名する者により構成する。
- 3 各県部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者とし、副部会長は部会長が指名する者とする。
 - (1) 岩手県部会 岩手県復興防災部防災課総括課長
 - (2) 宮城県部会 宮城県復興・危機管理部防災推進課長
 - (3) 秋田県部会 秋田県総務部総合防災課長
- 5 部会長は、会務を総理し、会議の議長となり、各県部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議事項)

第9条 協議会は、第2条に掲げる所掌事務及び規約の改正に関する事項について協議を行う。

2 前項の規定にかかわらず、各県部会は、第2条第5号及び第6号に掲げる事項について協議を行うことができる。この場合において、部会長は、当該協議を行った旨を協議会に報告しなければならない。

(準用)

第10条 第4条から第6条までの規定は、幹事会及び各県部会に準用する。この場合において、当該各条中「会長」とあるのは「幹事長」（各県部会に準用する場合にあつては、「部会長」）に、「委員」とあるのは「幹事」（各県部会に準用する場合にあつては、「各県部会の委員」）に、「副会長」とあるのは「副幹事長」（各県部会に準用する場合にあつては、「副部会長」）に読み替えるものとする。

(専門部会)

第11条 会長は、協議会に特別な事項及び所掌事項について専門的に研究する専門部会を置くことができる。

2 専門部会に専門部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。

3 専門部会長に事故があるときは、専門部会の委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(作業部会)

第12条 幹事会は、その定めるところにより、作業部会を置くことができる。

2 作業部会に作業部会長を置き、幹事長の指名する者をもって充てる。

3 作業部会長に事故があるときは、作業部会の委員のうちから幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(事務局)

第13条 協議会及び幹事会の事務局は、岩手県復興防災部防災課に置く。

2 各県部会の事務局は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める機関に置く。

- (1) 岩手県部会 岩手県復興防災部防災課
- (2) 宮城県部会 宮城県復興・危機管理部防災推進課
- (3) 秋田県部会 秋田県総務部総合防災課

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成28年3月29日から施行する。
- 2 栗駒山火山防災協議会規約（平成27年3月2日策定）は、廃止する。
- 3 この規約は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この規約は、平成29年5月29日から施行する。
- 5 この規約は、平成29年10月3日から施行する。
- 6 この規約は、平成30年3月8日から施行する。

- 7 この規約は、平成31年3月14日から施行する。
- 8 この規約は、令和元年8月19日から施行する。
- 9 この規約は、令和2年3月31日から施行する。
- 10 この規約は、令和3年3月18日から施行する。
- 11 この規約は、令和3年4月1日から施行する。
- 12 この規約は、令和5年4月1日から施行する。
- 13 この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 14 この規約は、令和7年4月1日から施行する。
- 15 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	委 員
法第4条第2項第1号	岩手県知事、宮城県知事、秋田県知事、一関市長、栗原市長、横手市長、湯沢市長、羽後町長、東成瀬村長
法第4条第2項第2号	仙台管区気象台長、盛岡地方気象台長、秋田地方気象台長
法第4条第2項第3号	東北地方整備局長
法第4条第2項第4号	陸上自衛隊東北方面特科連隊長、陸上自衛隊第21普通科連隊長、陸上自衛隊第22即応機動連隊長
法第4条第2項第5号	岩手県警察本部長、宮城県警察本部長、秋田県警察本部長
法第4条第2項第6号	一関市消防本部消防長、栗原市消防本部消防長、横手市消防本部消防長、湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部消防長
法第4条第2項第7号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫元教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲特任教授（東北大学大学院理学研究科）、林信太郎名誉教授（秋田大学）、大場司教授（秋田大学）、藤縄明彦名誉教授（茨城大学）、越谷信客員教授（岩手大学地域防災研究センター）、野上健治教授（東京科学大学）、岡田真介准教授（岩手大学）
法第4条第2項第8号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局岩手南部森林管理署長、東北森林管理局宮城北部森林管理署長、東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署長、（一社）一関市観光協会会長、（一社）栗原市観光物産協会会長、（一社）湯沢市観光物産協会会長、（一社）東成瀬村観光物産協会会長、（一社）増田町観光協会代表理事

別表第2（第7条及び第8条関係）

所 属		幹 事	部会の委員		
			岩手県部会	宮城県部会	秋田県部会
有識者	岩手大学 名誉教授	齋藤 徳美	○		
	岩手大学 元教授	土井 宣夫	○		
	東北大学 名誉教授	浜口 博之	○		

	東北大学大学院理学研究科 特任教授	三浦 哲		○	
	秋田大学 名誉教授	林 信太郎			○
	秋田大学 教授	大場 司			○
	茨城大学 名誉教授	藤縄 明彦	○		
	岩手大学地域防災研究センター 客員教授	越谷 信	○		
	東京科学大学 教授	野上 健治	○		
	岩手大学 准教授	岡田 真介	○		
岩手県	岩手県復興防災部防災課	総括課長	○		
	岩手県環境生活部自然保護課	総括課長	○		
	岩手県商工労働観光部観光・プロ モーション室	室長	○		
	岩手県県土整備部砂防災害課	総括課長	○		
	岩手県県南広域振興局総務部 一関総務センター	所長	○		
	岩手県警察本部警備部警備課	課長	○		
	一関市消防本部防災課	課長	○		
	一関市消防本部消防課	課長	○		
	一関市商工労働部観光物産課	課長	○		
宮城県	宮城県復興・危機管理部防災推進 課	課長		○	
	宮城県環境生活部自然保護課	課長		○	
	宮城県経済商工観光部観光戦略 課	観光誘客推 進担当課長		○	
	宮城県土木部防災砂防課	課長		○	
	宮城県北部地方振興事務所栗 原地域事務所総務部	部長		○	
	宮城県警察本部警備部警備課	課長		○	
	栗原市総務部危機対策課	課長		○	
	栗原市商工観光部田園観光課	課長		○	
	栗原市消防本部警防課	課長		○	
秋田県	秋田県総務部総合防災課	課長			○
	秋田県観光文化スポーツ部誘客 推進課	課長			○
	秋田県生活環境部自然保護課	課長			○
	秋田県建設部河川砂防課	課長			○

	秋田県平鹿地域振興局総務企画部	部長			○
	秋田県雄勝地域振興局総務企画部	部長			○
	秋田県警察本部警備部警備課	課長			○
	横手市総務企画部危機対策課	課長			○
	横手市商工観光部観光おもてなし課	課長			○
	東成瀬村総務課総合防災室	室長			○
	湯沢市総務部総務課	総合防災室長			○
	湯沢市産業振興部観光・ジオパーク推進課	課長			○
	羽後町町民生活課	課長			○
	横手市消防本部警防課	課長			○
	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部警防課	課長			○
国関係	東北地方整備局	総括防災調整官	○	○	○
	東北地方整備局河川部	広域水管理官	○	○	○
	東北地方整備局岩手河川国道事務所	事業対策官	○		
	東北地方整備局新庄河川事務所	副所長		○	
	東北地方整備局仙台河川国道事務所	副所長（道路）		○	
	東北地方整備局北上川下流河川事務所	工事品質管理官		○	
	東北地方整備局湯沢河川国道事務所	副所長			○
	仙台管区气象台気象防災部	火山対策調整官	○	○	○
	盛岡地方气象台	防災管理官	○		
	秋田地方气象台	防災管理官			○
	陸上自衛隊東北方面特科連隊	第3科長	○		
	陸上自衛隊第21普通科連隊	第3科長			○
	陸上自衛隊第22即応機動連隊	第3科長		○	
	国土地理院東北地方測量部	次長	○	○	○

	東北森林管理局岩手南部森林管理署	次長	○		
	東北森林管理局宮城北部森林管理署	次長		○	
	東北森林管理局秋田森林管理署湯沢支署	総括事務管理官			○
観光関係	(一社) 一関市観光協会	事務局長	○		
	(一社) 栗原市観光物産協会	事務局長		○	
	(一社) 増田町観光協会	代表理事			○
	(一社) 湯沢市観光物産協会	事務局長			○
	(一社) 東成瀬村観光物産協会	事務局長			○

栗駒山火山防災に係る令和 8 年度の取組（案）

栗駒山の火山防災対策については、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら警戒避難体制の構築を図るとともに、次の取組を推進する。

1 栗駒山の火山活動状況調査

岩手県の火山活動に関する検討会による、防災ヘリを使用した機上観測（春季、秋季）及び現地調査を実施し、調査結果を基に火山活動状況の評価を行う。

2 普及啓発に関する取組

火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に対する火山防災情報の周知を図る。

3 避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組

- ・ 候補施設の管理者との調整及び避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定）
- ・ 避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）

4 登山道の安全対策

- ・ 硫化水素ガス濃度の観測（昭和湖定点及び地獄谷登山道）
- ・ 須川コース開放及び安全対策の実施（詳細は資料 7 のとおり）

5 会議の開催

- ・ 岩手県の火山活動に関する検討会（令和 8 年 6 月頃、12 月頃）
- ・ 栗駒山火山防災協議会幹事会（令和 9 年 2 月頃）
- ・ 栗駒山火山防災協議会（令和 9 年 3 月頃）

5 その他

- ・ 栗駒山火山協議会規約及び栗駒山火山避難計画の修正（随時）
- ・ 年度当初に連絡先及び担当者名簿の更新

栗駒山須川コースの開放及び安全対策について

1 令和 7 年度の取組

(1) 工事実施状況…【資料 7-2】

昭和湖迂回路及び警報装置工事、地獄谷登山道警報装置工事を実施した。

(2) 安全対策

注意喚起看板及び案内標識等は、積雪の状況を見ながら、令和 8 年度に設置する。

ア 昭和湖…【資料 7-3】

注意喚起看板及び案内標識を製作した。

イ 地獄谷…【資料 7-4】

注意喚起看板を製作した。

ウ 登山口…【資料 7-5】

注意喚起看板を製作した。

2 令和 8 年度以降の運用

(1) 須川コースの開放方針など

・硫化水素ガスの濃度が、昭和湖付近においては低い値で推移しているものの、地獄谷においては瞬間値50ppmを超える高い値を計測することがあり、登山者の安全対策を講ずる必要があることから、積雪により観測ができない冬期間（例年10月下旬～翌年4月下旬頃）については登山道の立入りを規制し、その他の期間は開放する。

・具体的な開放時期は、毎年、融雪及び観測機器の稼働の状況を確認した上で決定する。

・冬期間の立入規制の開始時期は、須川温泉へのアクセス道路である国道342号が例年11月上旬から翌年4月下旬まで冬期通行止めとなるため、10月下旬を想定している。

※積雪状況により、前倒しすることもある。

・立入規制の方法は、現在実施している単管+看板とする。

(2) 運用方法

ア 昭和湖

・ガス濃度の瞬間値50ppm以上を観測した場合に、赤色灯が点灯する。

・赤色灯点灯時は、硫化水素ガス濃度が高い状況であるため、登山者に対して昭和湖から離れるよう促す。(赤色灯点灯時間：最短30秒)

・赤色灯が点灯していても、登山者は迂回路を使用し移動は可能である。

イ 地獄谷

・ガス濃度の瞬間値50ppm以上を観測した場合に、赤色灯が点灯する。

・赤色灯点灯時は、硫化水素ガス濃度が高い状況であるため、登山者には消灯するまで待機線で立ち止まるよう促す。(赤色灯点灯時間：最短30秒)

・赤色灯消灯後、登山者は通行可能である。

(3) 面的調査及びガス対策専門部会への情報提供・・・【資料 7-6】

令和4年度以降、昭和湖の硫化水素ガス濃度は、5分間平均値の最大値が10ppm未満と低い状態で推移しているものの、今後、令和元年度並み（MAX：131ppm）に上昇する可能性がある。

昭和湖の硫化水素ガス濃度が令和元年度並みになった場合の対応を検討するため、昭和湖のガス濃度の上昇に応じて面的調査を実施すると共に、観測結果については、ガス対策専門部会へ適宜情報提供することとする。

ア 面的調査

昭和湖ガス濃度が1分間平均値50ppm以上となった場合に実施することとし、測定場所は、図-1の2（迂回路と現道の南側交点）、5（トイレ方向への右折点）及び迂回路上で昭和湖定点から一番離れたところ（赤丸）の合計3か所とする。

イ ガス対策専門部会員への情報提供

- ・昭和湖ガス濃度が、1分間平均値50ppm以上となった場合
- ・これ以外の場合は、年度毎に観測終了後
- ・面的調査実施後

昭和湖迂回路設置状況 (R7.11.12撮影)



図-1 写真撮影位置図



警報装置設置状況（R7.11.12撮影）

①苔花台



②地獄谷



③昭和湖



④天狗平



図-2 警報機器設置位置図

昭和湖周りの安全対策について

3



図-1 昭和湖周り登山道切り替え及び看板設置位置

5



2



4



約900mm
(木材・先が尖っている仕様)
※木肌はそのまま出しています。



図-2 安全対策施設等設置状況（須川温泉⇒山頂方面）



図-3 安全対策施設等設置状況（山頂⇒須川温泉方面）

赤色灯点灯時は、
火山ガス濃度が高く危険です。
待機線で消灯を待つて
速やかに通行してください。

When the red light is lit, volcanic gases
are at dangerous levels.
Please leave Lake Showa.
Please wait at the waiting point for the light
to turn off, then pass through the area quickly.

Gas Warning Section
extends to here.

赤色灯点灯時は、
火山ガス濃度が高く危険です。
待機線で消灯を待つて
速やかに通行してください。

When the red light is lit, volcanic gases
are at dangerous levels.
Please leave Lake Showa.
Please wait at the waiting point for the light
to turn off, then pass through the area quickly.

赤色灯点灯時は、
火山ガス濃度が高く危険です。
待機線で消灯を待つて
速やかに通行してください。

When the red light is lit, volcanic gases
are at dangerous levels.
Please leave Lake Showa.
Please wait at the waiting point for the light
to turn off, then pass through the area quickly.

ガス高濃度区間は
ここまで

Gas Warning Section
extends to here.

赤色灯点灯時は、
火山ガス濃度が高く危険です。
待機線で消灯を待つて
速やかに通行してください。

When the red light is lit, volcanic gases
are at dangerous levels.
Please leave Lake Showa.
Please wait at the waiting point for the light
to turn off, then pass through the area quickly.

登山口への注意喚起看板について

設置場所は、今後、土地所有者と相談します。

宮城県及び秋田県登山口への設置及びHPへの掲載を依頼する。

(岩手県須川温泉登山口)



写真-1 須川温泉登山口

**地獄谷及び昭和湖付近は
火山ガス濃度が高く危険です。
現地の指示に従い通行してください。**

The area around Jigokudani and Lake Showa experiences dangerous levels of volcanic gas. Please follow the instructions on signs in the area.

須川コース開放後における面的調査及びガス対策専門部会への情報提供について

令和7年度に迂回路及び警報装置を設置し、令和8年度から通行自粛解除(須川コース開放)を予定している。
 令和4年度以降、昭和湖定点の硫化水素ガス濃度(以下、「昭和湖ガス濃度」という。)は、10ppm未満の低い状態で推移しているものの、今後、令和元年度並みに上昇する可能性がある。
 昭和湖ガス濃度が令和元年度並みとなった場合の対応を検討するため、昭和湖ガス濃度の上昇に応じて面的調査を実施すると共に、観測結果については、ガス対策専門部会へ適宜情報提供することとする。

1 現状

(1) 赤色灯点灯基準(昭和湖・地獄谷)

- ・ガス濃度の瞬間値50ppm以上を観測した場合に、赤色灯が点灯する。
 ※最早点灯時間は、30秒

(2) 昭和湖ガス濃度

- ・令和4年度以降は、5分間平均値の最大値が10ppm未満と低い状況で推移しており、迂回路付近ではさらに低い値になっていると考えられる。
- ・昭和湖ガス濃度は、短時間で急に上昇するのではなく、時間をかけて徐々に上昇すると聞いているが、これまでのガス濃度観測は、令和元年の濃度が高い状態から開始しているため、昭和湖ガス濃度がどの程度の時間をかけて高濃度に変化するかについて観測された事例がなく、今後の変化を予測することが困難である。

表-1 昭和湖ガス濃度のR元～R7最大値(5分間平均値)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
硫化水素ガス濃度最大値 (5分間平均値：ppm)	131	47	34	7	9	8	8

(3) 観測機器の濃度計測上限

- ・硫化水素ガス濃度の計測上限は、100ppm

2 面的調査の実施について

- (1) 昭和湖ガス濃度の今後の濃度上昇や春・秋の定期調査の結果を引き続きモニタリングしながら、適切な時期に面的調査を実施することとしたい。

理由：昭和湖ガス濃度が、図-1の2及び5でどの程度希釈されるか、希釈割合を把握するため。

測定場所 図-1の2(迂回路と現道の南側交点)、5(トイレ方向への右折点)及び迂回路上で昭和湖定点から一番離れたところ(赤丸)

3 ガス対策専門部会員への情報提供について

- (1) 昭和湖ガス濃度が、1分間平均値50ppm以上となった場合は、速やかにガス対策専門部会委員へ観測状況を情報提供する。
 これ以外の場合については、年度毎の観測終了後にガス対策専門部会委員へ観測結果を情報提供する。
- (2) 面的調査実施後、ガス対策専門部会委員へ調査結果を情報提供する。

4 その他

- ・ 昭和湖ガス濃度が、令和4年度以降程度の間は、迂回路の通行規制は行わない。
- ・ 事前通行規制は、今後、面的調査によりデータを蓄積し、昭和湖ガス濃度が高くなった時にガス対策専門部会の判断を仰ぐこととする。

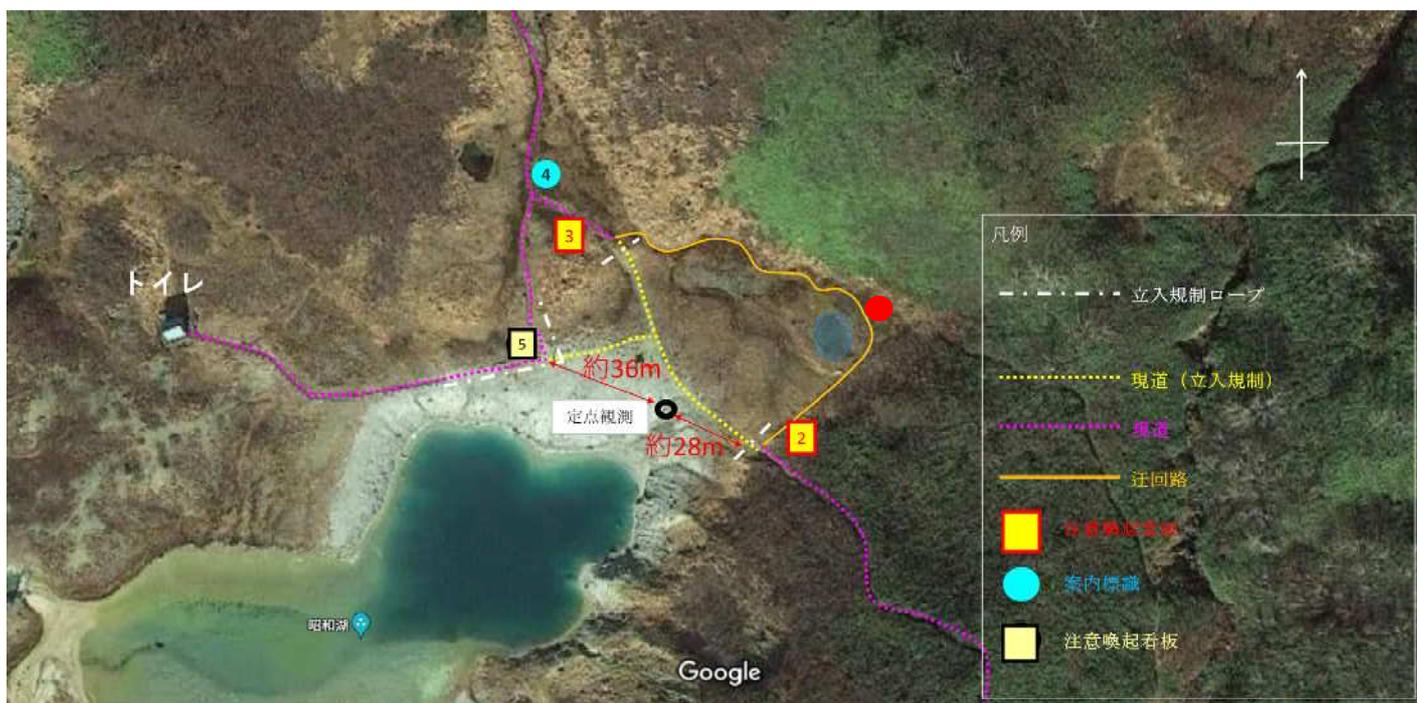


図-1 昭和湖周り登山道切り替え及び看板設置位置

栗駒山火山避難計画新旧対照表（案）

頁	改正前	改正後	改正理由																																																																																																																																		
20	表 1-12 融雪型火山泥流に対する避難対象地域と居住者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>地区名</th> <th>居住者</th> <th>避難行動要支援者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">岩手県</td> <td rowspan="9">一関市</td> <td>若井原地区</td> <td>50人</td> <td>6人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡山地区</td> <td>31人</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口地区</td> <td>43人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>樋ノ口地区</td> <td>28人</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滝ノ上地区</td> <td>216人</td> <td>15人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南滝ノ上地区</td> <td>74人</td> <td>5人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鴻ノ巣地区</td> <td>233人</td> <td>13人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大久保地区</td> <td>23人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口袋地区</td> <td>24人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">秋田県</td> <td rowspan="2">横手市</td> <td>荻袋地区</td> <td>93人</td> <td>17人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菅生地区</td> <td>60人</td> <td>8人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17 地区</td> <td>1,934人</td> <td>228人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一関市：令和6年12月末現在、横手市：令和6年12月末現在、東成瀬村：令和6年1月末現在</p>	県	市町村	地区名	居住者	避難行動要支援者	備考	岩手県	一関市	若井原地区	50人	6人		岡山地区	31人	2人		山口地区	43人	0人		樋ノ口地区	28人	1人		滝ノ上地区	216人	15人		南滝ノ上地区	74人	5人		鴻ノ巣地区	233人	13人		大久保地区	23人	0人		口袋地区	24人	0人		秋田県	横手市	荻袋地区	93人	17人		菅生地区	60人	8人		東成瀬村	[略]				計		17 地区	1,934人	228人		表 1-12 融雪型火山泥流に対する避難対象地域と居住者数 <table border="1"> <thead> <tr> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>地区名</th> <th>居住者</th> <th>避難行動要支援者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">岩手県</td> <td rowspan="9">一関市</td> <td>若井原地区</td> <td>46人</td> <td>4人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡山地区</td> <td>33人</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山口地区</td> <td>39人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>樋ノ口地区</td> <td>31人</td> <td>1人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>滝ノ上地区</td> <td>205人</td> <td>12人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南滝ノ上地区</td> <td>78人</td> <td>2人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鴻ノ巣地区</td> <td>236人</td> <td>10人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大久保地区</td> <td>23人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口袋地区</td> <td>24人</td> <td>0人</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">秋田県</td> <td rowspan="2">横手市</td> <td>荻袋地区</td> <td>89人</td> <td>20人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>菅生地区</td> <td>57人</td> <td>9人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東成瀬村</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>17 地区</td> <td>1,920人</td> <td>220人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一関市：令和7年12月末現在、横手市：令和7年12月末現在、東成瀬村：令和6年1月末現在</p>	県	市町村	地区名	居住者	避難行動要支援者	備考	岩手県	一関市	若井原地区	46人	4人		岡山地区	33人	1人		山口地区	39人	0人		樋ノ口地区	31人	1人		滝ノ上地区	205人	12人		南滝ノ上地区	78人	2人		鴻ノ巣地区	236人	10人		大久保地区	23人	0人		口袋地区	24人	0人		秋田県	横手市	荻袋地区	89人	20人		菅生地区	57人	9人		東成瀬村	[略]				計		17 地区	1,920人	220人		時点修正
県	市町村	地区名	居住者	避難行動要支援者	備考																																																																																																																																
岩手県	一関市	若井原地区	50人	6人																																																																																																																																	
		岡山地区	31人	2人																																																																																																																																	
		山口地区	43人	0人																																																																																																																																	
		樋ノ口地区	28人	1人																																																																																																																																	
		滝ノ上地区	216人	15人																																																																																																																																	
		南滝ノ上地区	74人	5人																																																																																																																																	
		鴻ノ巣地区	233人	13人																																																																																																																																	
		大久保地区	23人	0人																																																																																																																																	
		口袋地区	24人	0人																																																																																																																																	
秋田県	横手市	荻袋地区	93人	17人																																																																																																																																	
		菅生地区	60人	8人																																																																																																																																	
	東成瀬村	[略]																																																																																																																																			
計		17 地区	1,934人	228人																																																																																																																																	
県	市町村	地区名	居住者	避難行動要支援者	備考																																																																																																																																
岩手県	一関市	若井原地区	46人	4人																																																																																																																																	
		岡山地区	33人	1人																																																																																																																																	
		山口地区	39人	0人																																																																																																																																	
		樋ノ口地区	31人	1人																																																																																																																																	
		滝ノ上地区	205人	12人																																																																																																																																	
		南滝ノ上地区	78人	2人																																																																																																																																	
		鴻ノ巣地区	236人	10人																																																																																																																																	
		大久保地区	23人	0人																																																																																																																																	
		口袋地区	24人	0人																																																																																																																																	
秋田県	横手市	荻袋地区	89人	20人																																																																																																																																	
		菅生地区	57人	9人																																																																																																																																	
	東成瀬村	[略]																																																																																																																																			
計		17 地区	1,920人	220人																																																																																																																																	
25	表 1-15 栗駒山噴火警戒レベルに応じた防災対応（火口周辺） <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>岩手県（一関市）</th> <th>宮城県（栗原市）</th> <th>秋田県（横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3（入山規制）</td> <td>[略]</td> <td>[略] 避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山コミュニティセンター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	岩手県（一関市）	宮城県（栗原市）	秋田県（横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村）	3（入山規制）	[略]	[略] 避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山コミュニティセンター	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	表 1-15 栗駒山噴火警戒レベルに応じた防災対応（火口周辺） <table border="1"> <thead> <tr> <th>レベル</th> <th>岩手県（一関市）</th> <th>宮城県（栗原市）</th> <th>秋田県（横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3（入山規制）</td> <td>[略]</td> <td>[略] 避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・みちのく伝創館（栗原市栗駒伝統文化の伝承館） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山公民館</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	レベル	岩手県（一関市）	宮城県（栗原市）	秋田県（横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村）	3（入山規制）	[略]	[略] 避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・みちのく伝創館（栗原市栗駒伝統文化の伝承館） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山公民館	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	栗原市地域防災計画で火山災害の指定避難所として掲載																																																																																																										
レベル	岩手県（一関市）	宮城県（栗原市）	秋田県（横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村）																																																																																																																																		
3（入山規制）	[略]	[略] 避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山コミュニティセンター	[略]																																																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																		
レベル	岩手県（一関市）	宮城県（栗原市）	秋田県（横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村）																																																																																																																																		
3（入山規制）	[略]	[略] 避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・みちのく伝創館（栗原市栗駒伝統文化の伝承館） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山公民館	[略]																																																																																																																																		
[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																																																		

27 表1-16 栗駒山噴火警戒レベルに応じた防災対応（居住地域）

レベル	岩手県 (一関市)	宮城県 (栗原市)	秋田県 (横手市、 湯沢市、羽 後町、東成 瀬村)
5 (避難)	[略]	[略]	[略] 住民等を指 定避難所へ 誘導 避難所 (横 手市) ・狙半内 地域 センター ・西成瀬 地域 センター
[略]			

表1-16 栗駒山噴火警戒レベルに応じた防災対応（居住地域）

レベル	岩手県 (一関市)	宮城県 (栗原市)	秋田県 (横手市、 湯沢市、羽 後町、東成 瀬村)
5 (避難)	[略]	[略]	[略] 住民等を指 定避難所へ 誘導 避難所 (横 手市) ・狙半内 地区 交流センター ・西成瀬 地区 交流センター
[略]			

名称変更

表2-5 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容
[略]	
降灰予報 (定時)	・18時間先 (3時間区切り) ま でに噴火した場合に予想され る、降灰範囲や小さな噴石の 落下範囲を提供。
[略]	
火山現象に 関する情報 等	○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状 況や警戒事項を 取りまとめた もので、 毎月月上旬に発表。
[略]	

表2-5 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容
[略]	
降灰予報 (定時)	・18時間先 (3時間区切り) ま でに噴火した場合に予想され る降灰範囲や小さな噴石の落 下範囲を提供。
[略]	
火山現象に 関する情報 等	○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状 況や警戒事項を 取りまとめ、 毎月月上旬に発表。
[略]	

記述の適正化

39 図2-1 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図

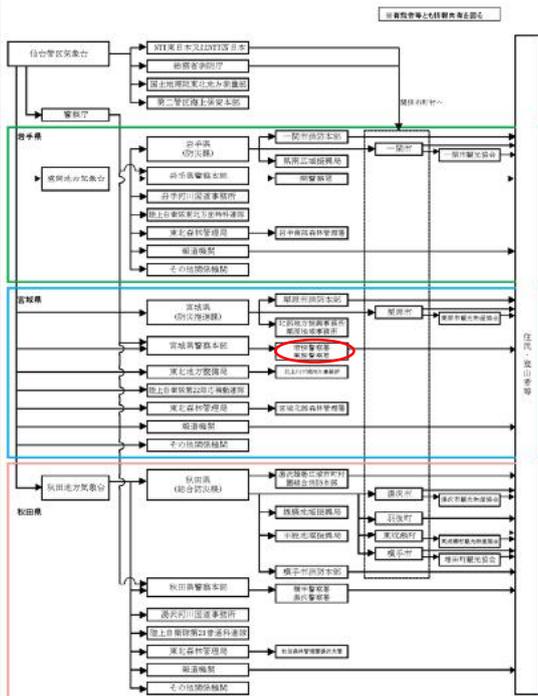
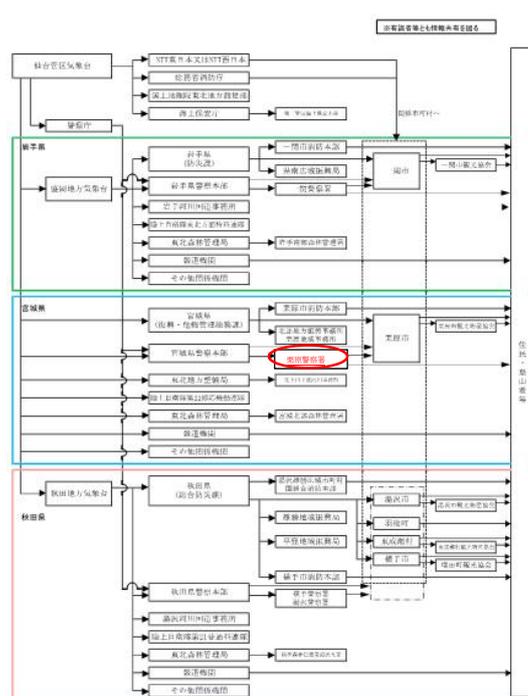


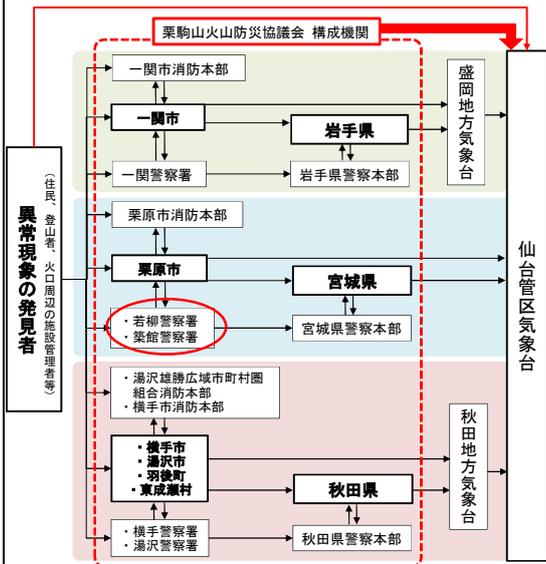
図2-1 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図



伝達系統の変更

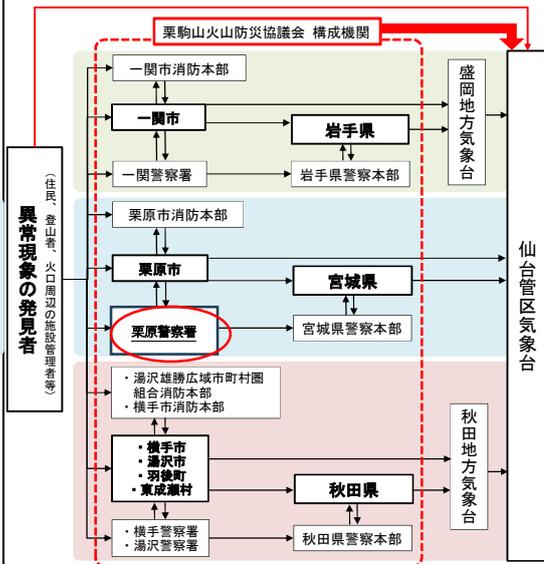
令和7年3月21日に若柳警察署と築館警察署が統合して、栗原警察署となったため。

43 図2-3 住民及び登山者等からの通報体制系統図



- ・ 黒矢印は災害対策基本法第54条による情報の伝達系統。県及び市町村は関係機関へ情報伝達を行う。
- ・ 栗駒山火山防災協議会構成機関は、火山噴火に関する異常現象を発見した場合や異常現象の通報を受けた場合は、災害対策基本法第54条とは別に、仙台管区気象台に直接連絡することができる（火口周辺の施設管理者等も同様）。

図2-3 住民及び登山者等からの通報体制系統図



- ・ 黒矢印は災害対策基本法第54条による情報の伝達系統。県及び市町村は関係機関へ情報伝達を行う。
- ・ 栗駒山火山防災協議会構成機関は、火山噴火に関する異常現象を発見した場合や異常現象の通報を受けた場合は、災害対策基本法第54条とは別に、仙台管区気象台に直接連絡することができる（火口周辺の施設管理者等も同様）。

令和7年3月21日に若柳警察署と築館警察署が統合して、栗原警察署となったため。

備考 改正部分は、下線の部分である。

表 1-12 融雪型火山泥流に対する避難対象地域と居住者数

県	市町村	地区名	居住者数	避難行動 要支援者数	備考
岩手県	一関市	若井原地区	46 人	4 人	巖美 10 区の一部
		岡山地区	33 人	1 人	巖美 10 区の一部
		山口地区	39 人	0 人	巖美 4 区の一部
		樋ノ口地区	31 人	1 人	巖美 4 区の一部
		滝ノ上地区	205 人	12 人	巖美 3 区の一部
		南滝ノ上地区	78 人	2 人	巖美 11 区の一部
		鴻ノ巣地区	236 人	10 人	巖美 11 区の一部
		大久保地区	23 人	0 人	萩荘 5 区の一部
		口袋地区	24 人	0 人	山目 7-南区の一部
秋田県	横手市	萩袋地区	89 人	20 人	
		菅生地区	57 人	9 人	
	東成瀬村	岩井川地区	462 人	89 人	岩井川（下・中・上）
		手倉地区	143 人	27 人	手倉（西・東）
		椿台地区	243 人	9 人	
		五里台地区	96 人	18 人	間木・重里台・ 五里台・小五里台
		谷地・天江・ 大柳地区	94 人	14 人	
		草ノ台・ 菅ノ台地区	21 人	4 人	
計	17 地区	1,920 人	220 人		

※ 一関市：令和 7 年 12 月末現在、横手市：令和 7 年 12 月末現在、東成瀬村：令和 6 年 1 月末現在

表 1-15 栗駒山噴火警戒レベルに応じた防災対応（火口周辺）

レベル	岩手県 (一関市)	宮城県 (栗原市)	秋田県 (横手市 湯沢市 羽後町 東成瀬村)
3 (入山規制)	火口から概ね4km以内に大きな噴石の飛散する噴火の発生またはその可能性。火口から居住地域近くまで火砕流・火砕サージ・融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。		
	<p>避難指示 須川温泉周辺地域【特定地域】</p> <p>登山道規制 規制箇所（看板設置） ・須川コース登山口※レベル2で規制</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道342号：真湯温泉口</p> <p>避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導状況に応じて、避難所を開設 避難所 ・いちのせき健康の森 ・日本寺中学校</p>	<p>避難指示 イワカガミ平【特定地域】</p> <p>登山道規制 規制箇所（看板設置） ・大地森コース登山口 ・湯浜コース登山口 ・中央コース登山口※レベル2で規制 ・東栗駒コース登山口※レベル2で規制 ・裏掛コース登山口※レベル2で規制</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・県道42号(築館栗駒公園線)：耕英</p> <p>避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導状況に応じて、避難所を開設 避難所 ・山脈ハウス（栗原市栗駒高原創造センター） ・みちのく伝創館（栗原市栗駒伝統文化の伝承館） ・栗原市栗駒総合体育館 ・栗原市花山公民館</p>	<p>避難指示 須川温泉周辺地域【特定地域】</p> <p>登山道規制 規制箇所（看板設置） ・天馬尾根(秣岳)コース登山口 ※レベル2で規制</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道342号：東成瀬村椿川(成瀬ダム上流) ・県道282号(仁郷大湯線)：国道398号交差点</p> <p>避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導状況に応じて、避難所を開設 避難所（湯沢市） ・皆瀬体育館 避難所（東成瀬村） ・成瀬川交流館</p>
2 (火口周辺規制)	火口から概ね800m以内に大きな噴石の飛散、火口周辺に火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生またはその可能性。		
	<p>高齢者等避難 須川温泉周辺地域【特定地域】</p> <p>登山道規制 規制箇所（看板設置） ・須川コース登山口</p> <p>避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導</p>	<p>高齢者等避難 イワカガミ平【特定地域】</p> <p>登山道規制 規制箇所（看板設置） ・中央コース登山口 ・東栗駒コース登山口 ・裏掛コース登山口 ・御室(分岐) ・虚空蔵十字路(分岐)</p> <p>避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導</p>	<p>高齢者等避難 須川温泉周辺地域【特定地域】</p> <p>登山道規制 規制箇所（看板設置） ・天馬尾根(秣岳)コース登山口</p> <p>避難誘導 登山者等を規制範囲外へ誘導</p>
1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性。 噴気や火山ガス等の状況に応じて立入規制や注意喚起を実施		

表 1-16 栗駒山噴火警戒レベルに応じた防災対応（居住地域）

レベル	岩手県 (一関市)	宮城県 (栗原市)	秋田県 (横手市、湯沢市、羽後町、東成瀬村)
5 (避難)	融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。【積雪期：概ね12月から4月】		
	<p>避難指示 融雪型火山泥流の到達地区 磐井川流域：若井原、岡山、山口、樋ノ口、滝ノ上、南滝ノ上、鴻ノ巣、大久保、口袋</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道342号：真湯温泉口（冬期閉鎖区間） ・避難対象地域内の道路</p> <p>避難誘導 住民等を指定避難所へ誘導</p> <p>避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨寺村荘園交流館 旧本寺中学校 巖美市民センター 巖美市民センター達古袋分館 巖美中学校 萩荘中学校 赤萩小学校 	<p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道398号：温湯温泉（冬期閉鎖区間） ・県道42号(築館栗駒公園線)：耕英（冬期閉鎖区間） ・大地森コース登山口付近</p>	<p>避難指示 融雪型火山泥流の到達地区 成瀬川流域：(横手市) 菅生、荻袋、(東成瀬村) 草ノ台・菅ノ台、大柳、谷地・天江、五里台、椿台、手倉、岩井川</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道398号：湯沢市大湯（冬期閉鎖区間） ・国道342号：東成瀬村逆川中森（冬期閉鎖区間） ・避難対象地域内の道路</p> <p>避難誘導 住民等を指定避難所へ誘導</p> <p>避難所（横手市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 狙半内地区交流センター 西成瀬地区交流センター <p>避難所（東成瀬村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大柳センター 成瀬川交流館 谷地天江会館 五里台センター 間木重里台会館 まるごと自然館 ゆるるん 岩井川地区防災センター
4 (高齢者等避難)	融雪型火山泥流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。【積雪期：概ね12月から4月】		
	<p>高齢者等避難 融雪型火山泥流の到達地区 磐井川流域：若井原、岡山、山口、樋ノ口、滝ノ上、南滝ノ上、鴻ノ巣、大久保、口袋</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道342号：真湯温泉口（冬期閉鎖区間）</p> <p>避難誘導 要配慮者を指定避難所へ誘導</p> <p>避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨寺村荘園交流館 旧本寺中学校 巖美市民センター 巖美市民センター達古袋分館 巖美中学校 萩荘中学校 赤萩小学校 	<p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道398号：温湯温泉（冬期閉鎖区間） ・県道42号(築館栗駒公園線)：耕英（冬期閉鎖区間） ・大地森コース登山口付近</p>	<p>高齢者等避難 融雪型火山泥流の到達地区 成瀬川流域：(横手市) 菅生、荻袋、(東成瀬村) 草ノ台・菅ノ台、大柳、谷地・天江、五里台、椿台、手倉、岩井川</p> <p>道路規制 規制箇所（看板設置） ・国道398号：湯沢市大湯（冬期閉鎖区間） ・国道342号：東成瀬村逆川中森（冬期閉鎖区間）</p> <p>避難誘導 要配慮者を指定避難所へ誘導</p> <p>避難所（横手市）</p> <ul style="list-style-type: none"> 狙半内地区交流センター 西成瀬地区交流センター <p>避難所（東成瀬村）</p> <ul style="list-style-type: none"> 大柳センター 成瀬川交流館 谷地天江会館 五里台センター 間木重里台会館 まるごと自然館 ゆるるん 岩井川地区防災センター

表 2-5 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容
噴火警報（居住地域） 又は噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火警報（火口周辺） 又は火口周辺警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
噴火予報	火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表。
降灰予報（定時）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。
降灰予報（速報）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山^(※)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。※降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。
降灰予報（詳細）	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生した火山^(※)に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供。 <p>※降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。※降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。※降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p>
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。

種類	内容
火山現象に関する情報等	<p>○火山の状況に関する解説情報 現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」（以降、「臨時の解説情報」という。）を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</p> <p>○火山活動解説資料 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</p> <p>○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表。</p> <p>○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。</p>
噴火速報	<p>登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。</p> <p>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</p>

(1) 関係機関の情報伝達・共有

ア 噴火警報・予報等の情報伝達

仙台管区気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下のとおりである。
なお、噴火警報等については、有識者等とも情報共有を図る。

※有線電線と七種電線等を図る

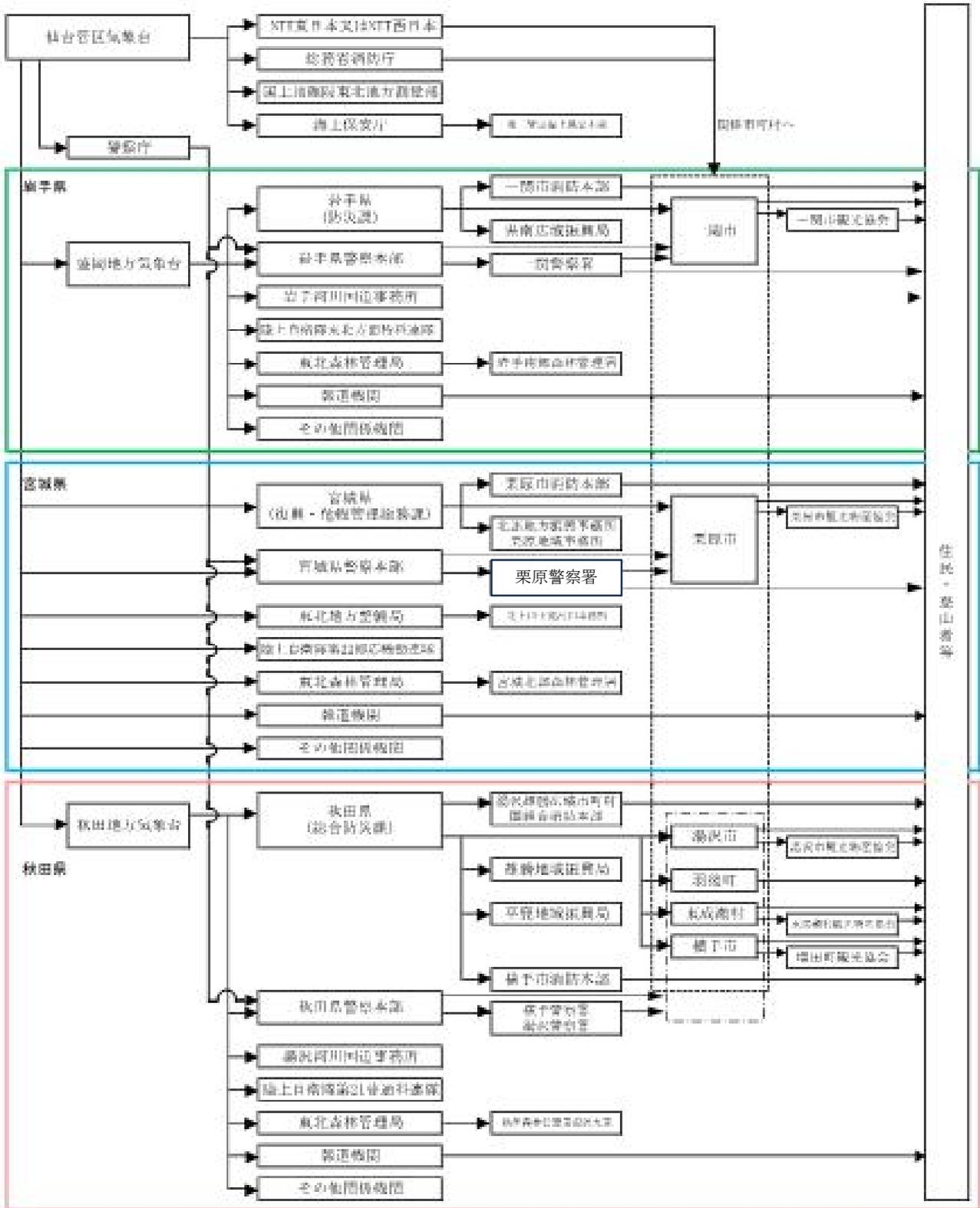
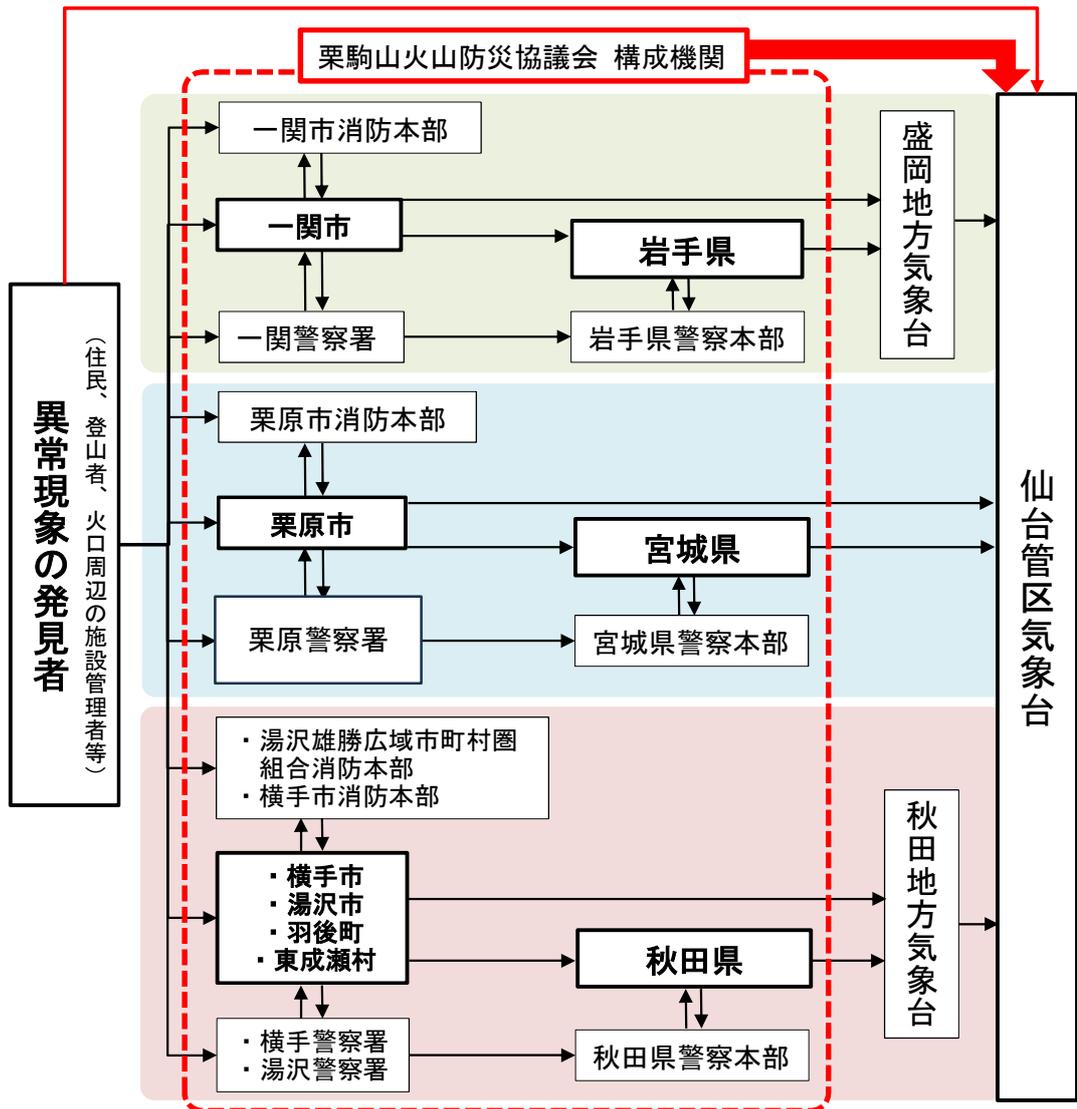


図 2-1 気象台からの噴火警報・予報等の情報伝達系統図



- ・ 黒矢印は災害対策基本法第54条による情報の伝達系統。県及び市町村は関係機関へ情報伝達を行う。
- ・ 栗駒山火山防災協議会構成機関は、火山噴火に関する異常現象を発見した場合や異常現象の通報を受けた場合は、災害対策基本法第54条とは別に、仙台管区気象台に直接連絡することができる（火口周辺の施設管理者等も同様）。

図 2-3 住民及び登山者等からの通報体制系統図

栗駒山火山避難計画（資料編）新旧対照表（案）

頁	改正前	改正後	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																											
38	<p>（栗原市）住民・登山者等への情報伝達フロー</p> <p>※報道機関 テレビ：NHK仙台放送局、東北放送、仙台放送、東日本放送、宮城テレビ放送 ラジオ：エフエム仙台、東北放送、NHKラジオ1、NHKエフエム新聞、河北新報社、共同通信社仙台支社</p>	<p>（栗原市）住民・登山者等への情報伝達フロー</p> <p>※報道機関 テレビ：NHK仙台放送局、東北放送、仙台放送、東日本放送、宮城テレビ放送 ラジオ：エフエム仙台、東北放送、NHKラジオ1、NHKエフエム新聞、河北新報社、共同通信社仙台支社</p>	<p>令和 7 年 3 月 21 日に若柳警察署と築館警察署が統合して、栗原警察署となったため。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																											
39	<p>（横手市）住民等への情報伝達フロー</p> <p>※報道機関 テレビ：NHK秋田放送局、秋田放送、秋田テレビ、秋田朝日放送 ラジオ：エフエム秋田、横手からFM 新聞：秋田朝日新聞</p>	<p>（横手市）住民等への情報伝達フロー</p> <p>※報道機関 テレビ：NHK秋田放送局、秋田放送、秋田テレビ、秋田朝日放送 ラジオ：エフエム秋田、横手からFM 新聞：秋田朝日新聞</p>	<p>増田地域において、防災行政無線を運用していないため。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																											
60	<p>【秋田県へり離発着所】 （横手市）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">臨時離着陸場等の名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">座標</th> <th rowspan="2">飛行場外離着陸場</th> <th rowspan="2">緊急離着陸場</th> <th rowspan="2">24時間</th> </tr> <tr> <th>世界測地系 WGS84</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>114</td><td>横手記念公園多目的運動広場</td><td>南町 1 3</td><td>N : 39° 18' 17"</td><td>E : 140° 34' 06"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>115</td><td>秋田ふるさと村第 2 駐車場</td><td>赤坂字富ヶ沢</td><td>N : 39° 17' 39"</td><td>E : 140° 32' 52"</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>116</td><td>秋田ふるさと村第 4 駐車場</td><td>赤坂字富ヶ沢</td><td>N : 39° 17' 29"</td><td>E : 140° 32' 41"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>117</td><td>県南備蓄倉庫横駐車場</td><td>赤坂字館ノ下</td><td>N : 39° 17' 43"</td><td>E : 140° 32' 56"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>118</td><td>蛇ノ崎橋下流河川敷</td><td>蛇ノ崎町地内</td><td>N : 39° 19' 02"</td><td>E : 140° 33' 47"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>119</td><td>増田町河川グラウンド</td><td>増田町増田字上川原 1 3 2-1</td><td>N : 39° 11' 41"</td><td>E : 140° 33' 05"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>120</td><td>西成瀬地域センターグラウンド</td><td>増田町袋袋字真当 7 2 2</td><td>N : 39° 12' 12"</td><td>E : 140° 34' 37"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>121</td><td>大森町多目的運動広場</td><td>大森町字持向 3 8-1</td><td>N : 39° 21' 22"</td><td>E : 140° 26' 10"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>122</td><td>十文字陸上競技場</td><td>十文字町十五野新田字坊主沢 2 0-1</td><td>N : 39° 14' 09"</td><td>E : 140° 31' 07"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>123</td><td>山内小学校グラウンド</td><td>山内土淵字菅生 3 7-1</td><td>N : 39° 17' 02"</td><td>E : 140° 37' 19"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>124</td><td>浅舞陸上競技場</td><td>平鹿町浅舞字道川南 1 9-1</td><td>N : 39° 15' 34"</td><td>E : 140° 30' 14"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>125</td><td>浅舞スポーツセンター駐車場</td><td>平鹿町浅舞字野々助 8 0-2</td><td>N : 39° 15' 35"</td><td>E : 140° 29' 19"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>126</td><td>雄物川河川公園</td><td>雄物川町深井字深井地内</td><td>N : 39° 17' 11"</td><td>E : 140° 24' 42"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>127</td><td>大雄河川敷</td><td>大雄字木戸口地内</td><td>N : 39° 20' 47"</td><td>E : 140° 26' 57"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>128</td><td>平鹿総合病院ヘリポート</td><td>横手市前郷字八ツロ 3-1</td><td>N : 39° 18' 46"</td><td>E : 140° 33' 03"</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	番号	臨時離着陸場等の名称	所在地	座標		飛行場外離着陸場	緊急離着陸場	24時間	世界測地系 WGS84		114	横手記念公園多目的運動広場	南町 1 3	N : 39° 18' 17"	E : 140° 34' 06"		○		115	秋田ふるさと村第 2 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 39"	E : 140° 32' 52"		○	○	116	秋田ふるさと村第 4 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 29"	E : 140° 32' 41"		○		117	県南備蓄倉庫横駐車場	赤坂字館ノ下	N : 39° 17' 43"	E : 140° 32' 56"		○		118	蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	N : 39° 19' 02"	E : 140° 33' 47"		○		119	増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原 1 3 2-1	N : 39° 11' 41"	E : 140° 33' 05"		○		120	西成瀬地域センターグラウンド	増田町袋袋字真当 7 2 2	N : 39° 12' 12"	E : 140° 34' 37"		○		121	大森町多目的運動広場	大森町字持向 3 8-1	N : 39° 21' 22"	E : 140° 26' 10"		○		122	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢 2 0-1	N : 39° 14' 09"	E : 140° 31' 07"		○		123	山内小学校グラウンド	山内土淵字菅生 3 7-1	N : 39° 17' 02"	E : 140° 37' 19"		○		124	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南 1 9-1	N : 39° 15' 34"	E : 140° 30' 14"		○		125	浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野々助 8 0-2	N : 39° 15' 35"	E : 140° 29' 19"		○		126	雄物川河川公園	雄物川町深井字深井地内	N : 39° 17' 11"	E : 140° 24' 42"		○		127	大雄河川敷	大雄字木戸口地内	N : 39° 20' 47"	E : 140° 26' 57"		○		128	平鹿総合病院ヘリポート	横手市前郷字八ツロ 3-1	N : 39° 18' 46"	E : 140° 33' 03"		○	○	<p>【秋田県へり離発着所】 （横手市）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">臨時離着陸場等の名称</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="2">座標</th> <th rowspan="2">飛行場外離着陸場</th> <th rowspan="2">緊急離着陸場</th> <th rowspan="2">24時間</th> </tr> <tr> <th>世界測地系 WGS84</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>114</td><td>横手記念公園多目的運動広場</td><td>南町 1 3</td><td>N : 39° 18' 17"</td><td>E : 140° 34' 06"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>115</td><td>秋田ふるさと村第 2 駐車場</td><td>赤坂字富ヶ沢</td><td>N : 39° 17' 39"</td><td>E : 140° 32' 52"</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>116</td><td>秋田ふるさと村第 4 駐車場</td><td>赤坂字富ヶ沢</td><td>N : 39° 17' 29"</td><td>E : 140° 32' 41"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>117</td><td>県南備蓄倉庫横駐車場</td><td>赤坂字館ノ下</td><td>N : 39° 17' 43"</td><td>E : 140° 32' 56"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>118</td><td>蛇ノ崎橋下流河川敷</td><td>蛇ノ崎町地内</td><td>N : 39° 19' 02"</td><td>E : 140° 33' 47"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>119</td><td>増田町河川グラウンド</td><td>増田町増田字上川原 1 3 2-1</td><td>N : 39° 11' 41"</td><td>E : 140° 33' 05"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>120</td><td>西成瀬地域センターグラウンド</td><td>増田町袋袋字真当 7 2 2</td><td>N : 39° 12' 12"</td><td>E : 140° 34' 37"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>121</td><td>大森町多目的運動広場</td><td>大森町字持向 3 8-1</td><td>N : 39° 21' 22"</td><td>E : 140° 26' 10"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>122</td><td>十文字陸上競技場</td><td>十文字町十五野新田字坊主沢 2 0-1</td><td>N : 39° 14' 09"</td><td>E : 140° 31' 07"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>123</td><td>山内小学校グラウンド</td><td>山内土淵字菅生 3 7-1</td><td>N : 39° 17' 02"</td><td>E : 140° 37' 19"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>124</td><td>浅舞陸上競技場</td><td>平鹿町浅舞字道川南 1 9-1</td><td>N : 39° 15' 34"</td><td>E : 140° 30' 14"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>125</td><td>浅舞スポーツセンター駐車場</td><td>平鹿町浅舞字野々助 8 0-2</td><td>N : 39° 15' 35"</td><td>E : 140° 29' 19"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>126</td><td>雄物川河川公園</td><td>雄物川町深井字深井地内</td><td>N : 39° 17' 11"</td><td>E : 140° 24' 42"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>127</td><td>大雄河川敷</td><td>大雄字木戸口地内</td><td>N : 39° 20' 47"</td><td>E : 140° 26' 57"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>128</td><td>平鹿総合病院ヘリポート</td><td>横手市前郷字八ツロ 3-1</td><td>N : 39° 18' 46"</td><td>E : 140° 33' 03"</td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>128-1</td><td>赤坂総合公園</td><td>赤坂字大沼沢 4 8</td><td>N : 39° 17' 55"</td><td>E : 140° 32' 38"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>128-2</td><td>横手北中学校・北小学校</td><td>静町字鶴田 3 1</td><td>N : 39° 19' 39"</td><td>E : 140° 32' 52"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>128-3</td><td>横手西長ステーション</td><td>増田字袋袋 2 2 0</td><td>N : 39° 16' 12"</td><td>E : 140° 33' 08"</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>横手市地域防災計画に合わせた修正</p>	番号	臨時離着陸場等の名称	所在地	座標		飛行場外離着陸場	緊急離着陸場	24時間	世界測地系 WGS84		114	横手記念公園多目的運動広場	南町 1 3	N : 39° 18' 17"	E : 140° 34' 06"		○		115	秋田ふるさと村第 2 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 39"	E : 140° 32' 52"		○	○	116	秋田ふるさと村第 4 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 29"	E : 140° 32' 41"		○		117	県南備蓄倉庫横駐車場	赤坂字館ノ下	N : 39° 17' 43"	E : 140° 32' 56"		○		118	蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	N : 39° 19' 02"	E : 140° 33' 47"		○		119	増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原 1 3 2-1	N : 39° 11' 41"	E : 140° 33' 05"		○		120	西成瀬地域センターグラウンド	増田町袋袋字真当 7 2 2	N : 39° 12' 12"	E : 140° 34' 37"		○		121	大森町多目的運動広場	大森町字持向 3 8-1	N : 39° 21' 22"	E : 140° 26' 10"		○		122	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢 2 0-1	N : 39° 14' 09"	E : 140° 31' 07"		○		123	山内小学校グラウンド	山内土淵字菅生 3 7-1	N : 39° 17' 02"	E : 140° 37' 19"		○		124	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南 1 9-1	N : 39° 15' 34"	E : 140° 30' 14"		○		125	浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野々助 8 0-2	N : 39° 15' 35"	E : 140° 29' 19"		○		126	雄物川河川公園	雄物川町深井字深井地内	N : 39° 17' 11"	E : 140° 24' 42"		○		127	大雄河川敷	大雄字木戸口地内	N : 39° 20' 47"	E : 140° 26' 57"		○		128	平鹿総合病院ヘリポート	横手市前郷字八ツロ 3-1	N : 39° 18' 46"	E : 140° 33' 03"		○	○	128-1	赤坂総合公園	赤坂字大沼沢 4 8	N : 39° 17' 55"	E : 140° 32' 38"		○		128-2	横手北中学校・北小学校	静町字鶴田 3 1	N : 39° 19' 39"	E : 140° 32' 52"		○		128-3	横手西長ステーション	増田字袋袋 2 2 0	N : 39° 16' 12"	E : 140° 33' 08"		○	
番号	臨時離着陸場等の名称				所在地	座標				飛行場外離着陸場	緊急離着陸場	24時間																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		世界測地系 WGS84																																																																																																																																																																																																																																																																																												
114	横手記念公園多目的運動広場	南町 1 3	N : 39° 18' 17"	E : 140° 34' 06"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
115	秋田ふるさと村第 2 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 39"	E : 140° 32' 52"		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																							
116	秋田ふるさと村第 4 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 29"	E : 140° 32' 41"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
117	県南備蓄倉庫横駐車場	赤坂字館ノ下	N : 39° 17' 43"	E : 140° 32' 56"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
118	蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	N : 39° 19' 02"	E : 140° 33' 47"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
119	増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原 1 3 2-1	N : 39° 11' 41"	E : 140° 33' 05"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
120	西成瀬地域センターグラウンド	増田町袋袋字真当 7 2 2	N : 39° 12' 12"	E : 140° 34' 37"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
121	大森町多目的運動広場	大森町字持向 3 8-1	N : 39° 21' 22"	E : 140° 26' 10"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
122	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢 2 0-1	N : 39° 14' 09"	E : 140° 31' 07"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
123	山内小学校グラウンド	山内土淵字菅生 3 7-1	N : 39° 17' 02"	E : 140° 37' 19"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
124	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南 1 9-1	N : 39° 15' 34"	E : 140° 30' 14"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
125	浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野々助 8 0-2	N : 39° 15' 35"	E : 140° 29' 19"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
126	雄物川河川公園	雄物川町深井字深井地内	N : 39° 17' 11"	E : 140° 24' 42"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
127	大雄河川敷	大雄字木戸口地内	N : 39° 20' 47"	E : 140° 26' 57"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
128	平鹿総合病院ヘリポート	横手市前郷字八ツロ 3-1	N : 39° 18' 46"	E : 140° 33' 03"		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																							
番号	臨時離着陸場等の名称	所在地	座標		飛行場外離着陸場	緊急離着陸場	24時間																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			世界測地系 WGS84																																																																																																																																																																																																																																																																																											
114	横手記念公園多目的運動広場	南町 1 3	N : 39° 18' 17"	E : 140° 34' 06"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
115	秋田ふるさと村第 2 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 39"	E : 140° 32' 52"		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																							
116	秋田ふるさと村第 4 駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 29"	E : 140° 32' 41"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
117	県南備蓄倉庫横駐車場	赤坂字館ノ下	N : 39° 17' 43"	E : 140° 32' 56"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
118	蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	N : 39° 19' 02"	E : 140° 33' 47"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
119	増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原 1 3 2-1	N : 39° 11' 41"	E : 140° 33' 05"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
120	西成瀬地域センターグラウンド	増田町袋袋字真当 7 2 2	N : 39° 12' 12"	E : 140° 34' 37"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
121	大森町多目的運動広場	大森町字持向 3 8-1	N : 39° 21' 22"	E : 140° 26' 10"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
122	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢 2 0-1	N : 39° 14' 09"	E : 140° 31' 07"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
123	山内小学校グラウンド	山内土淵字菅生 3 7-1	N : 39° 17' 02"	E : 140° 37' 19"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
124	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南 1 9-1	N : 39° 15' 34"	E : 140° 30' 14"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
125	浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野々助 8 0-2	N : 39° 15' 35"	E : 140° 29' 19"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
126	雄物川河川公園	雄物川町深井字深井地内	N : 39° 17' 11"	E : 140° 24' 42"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
127	大雄河川敷	大雄字木戸口地内	N : 39° 20' 47"	E : 140° 26' 57"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
128	平鹿総合病院ヘリポート	横手市前郷字八ツロ 3-1	N : 39° 18' 46"	E : 140° 33' 03"		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																							
128-1	赤坂総合公園	赤坂字大沼沢 4 8	N : 39° 17' 55"	E : 140° 32' 38"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
128-2	横手北中学校・北小学校	静町字鶴田 3 1	N : 39° 19' 39"	E : 140° 32' 52"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								
128-3	横手西長ステーション	増田字袋袋 2 2 0	N : 39° 16' 12"	E : 140° 33' 08"		○																																																																																																																																																																																																																																																																																								

62 ヘリ離発着所と医療機関位置図（横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村）



ヘリ離発着所と医療機関位置図（横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村）



横手市地域防災計画に合わせた修正
(P60の内容を反映)

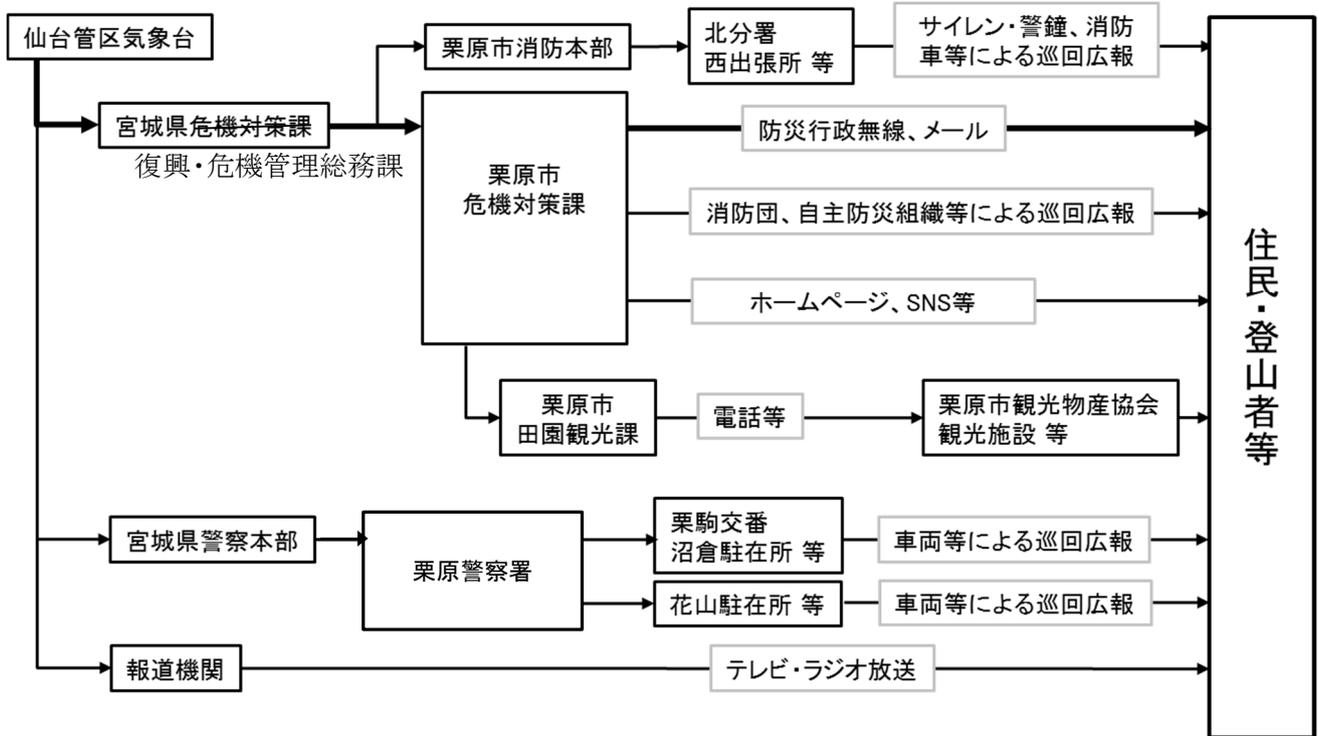
63 ヘリ離発着所と医療機関位置図（栗駒山周辺図）



ヘリ離発着所と医療機関位置図（栗駒山周辺図）



(栗原市) 住民・登山者等への情報伝達フロー



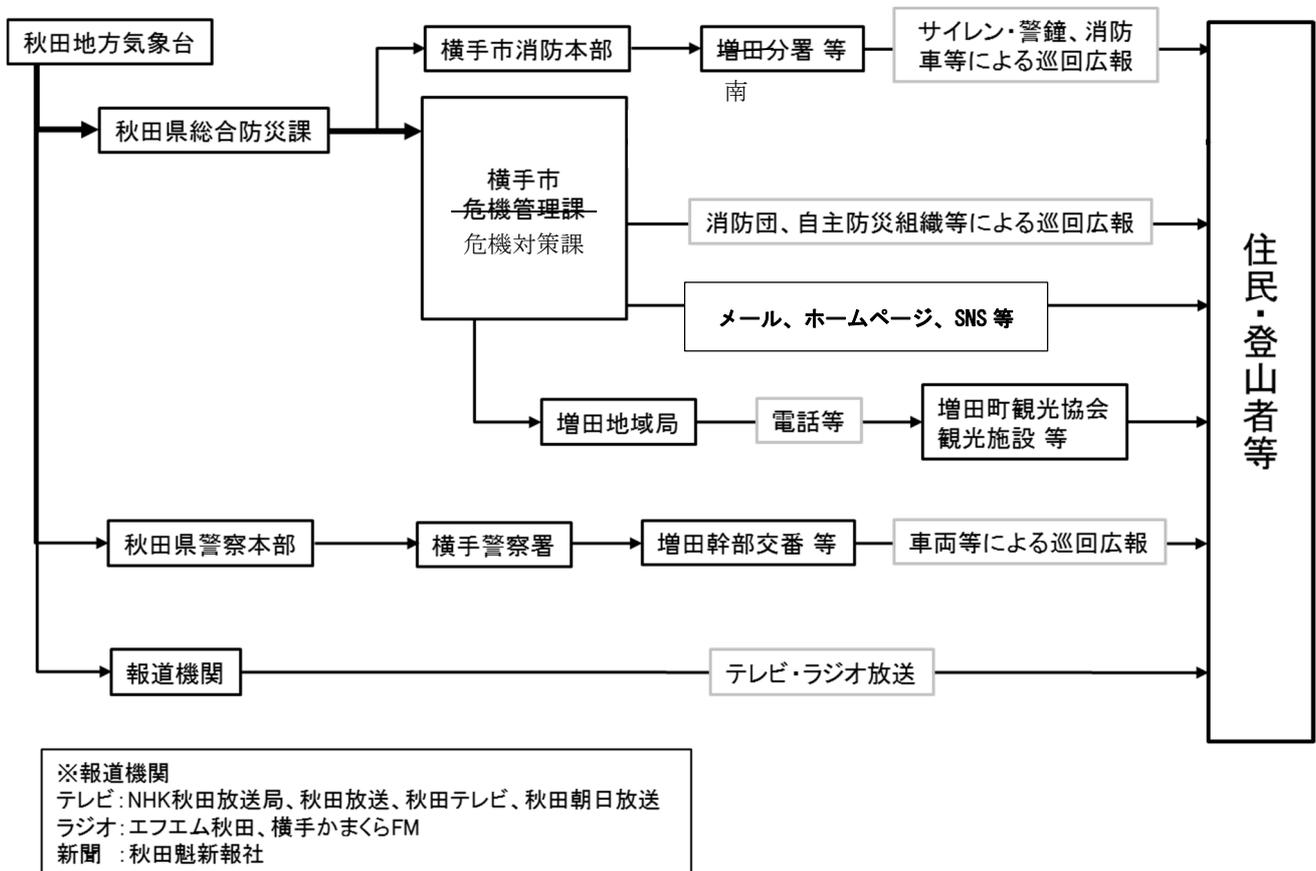
※報道機関

テレビ：NHK仙台放送局、東北放送、仙台放送、東日本放送、宮城テレビ放送

ラジオ：エフエム仙台、東北放送、NHKラジオ、NHKエフエム

新聞：河北新報社、共同通信社仙台支社

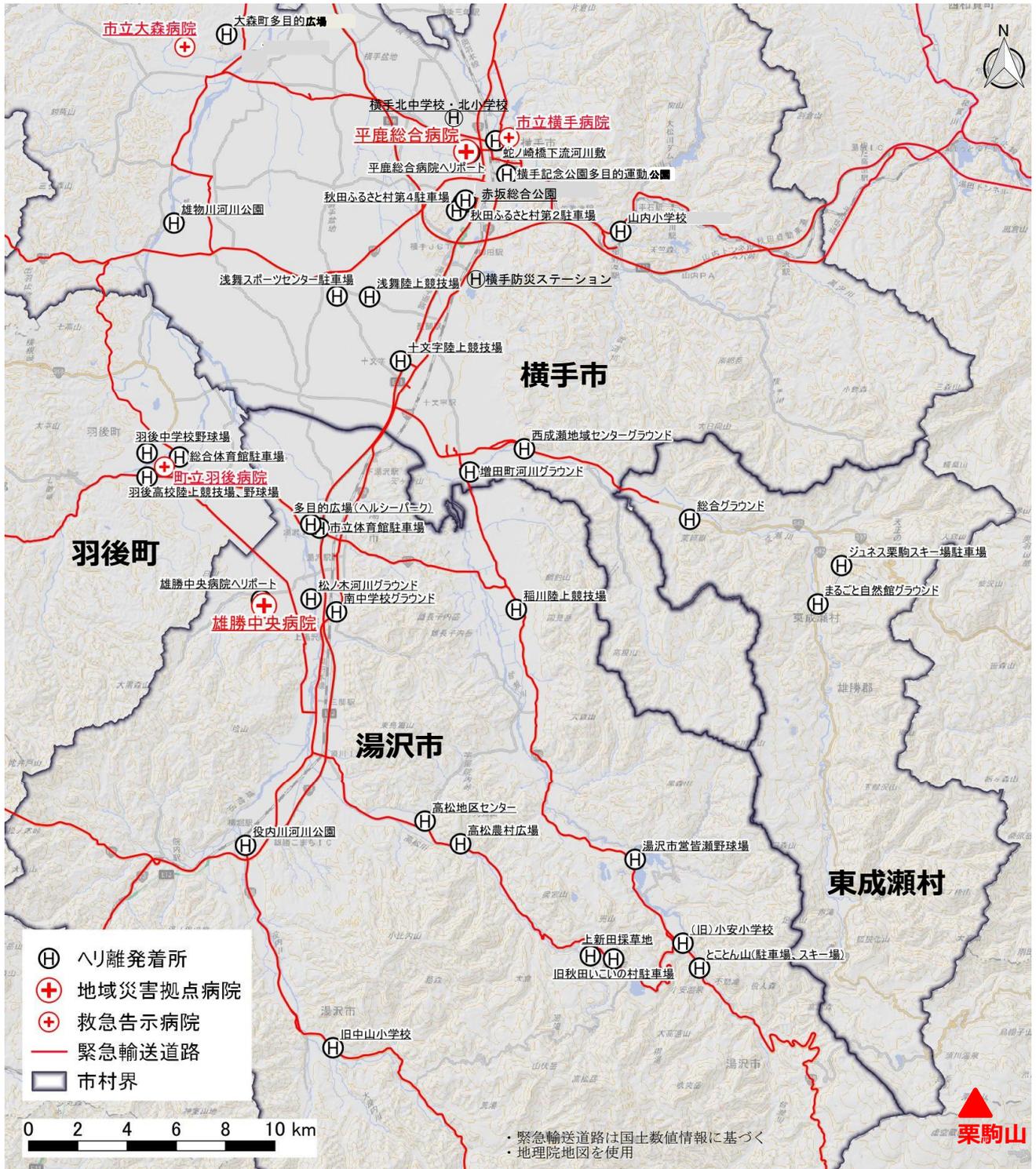
(横手市) 住民等への情報伝達フロー



【秋田県へり離発着所】

(横手市)

番号	臨時離着陸場等の名称	所在地	座標	飛行場 離着陸場	緊急 離着陸場	24時間
			世界測地系 WG S 8 4			
114	横手記念公園多目的運動公園	南町13	N : 39° 18' 17" E : 140° 34' 06"		○	
115	秋田ふるさと村第2駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 39" E : 140° 32' 52"	○		○
116	秋田ふるさと村第4駐車場	赤坂字富ヶ沢	N : 39° 17' 29" E : 140° 32' 41"	○		
117	(欠番)					
118	蛇ノ崎橋下流河川敷	蛇ノ崎町地内	N : 39° 19' 02" E : 140° 33' 43"		○	
119	増田町河川グラウンド	増田町増田字上川原132-1	N : 39° 11' 41" E : 140° 33' 05"		○	
120	西成瀬地域センターグラウンド	増田町荻袋字真当722	N : 39° 12' 12" E : 140° 34' 37"		○	
121	大森町多目的広場	大森町字持向38-1	N : 39° 21' 22" E : 140° 26' 10"		○	
122	十文字陸上競技場	十文字町十五野新田字坊主沢20-1	N : 39° 14' 09" E : 140° 31' 07"		○	
123	山内小学校	山内土淵字菅生37-1	N : 39° 17' 02" E : 140° 37' 19"		○	
124	浅舞陸上競技場	平鹿町浅舞字道川南19-1	N : 39° 15' 34" E : 140° 30' 14"		○	
125	浅舞スポーツセンター駐車場	平鹿町浅舞字野々助80-2	N : 39° 15' 35" E : 140° 29' 19"		○	
126	雄物川河川公園	雄物川町深井字深井地内	N : 39° 17' 11" E : 140° 24' 42"		○	
127	(欠番)					
128	平鹿総合病院へりポート	前郷字八ツ口3-1	N : 39° 18' 46" E : 140° 33' 03"	○		○
128-1	赤坂総合公園	赤坂字大沼沢48	N : 39° 17' 55" E : 140° 32' 38"		○	
128-2	横手北中学校・北小学校	静町字鶴田37	N : 39° 19' 39" E : 140° 32' 52"		○	
128-3	横手防災ステーション	柳田字笹崎220	N : 39° 16' 12" E : 140° 33' 08"		○	



ヘリ離発着所と医療機関位置図 (横手市・湯沢市・羽後町・東成瀬村)



ヘリ離発着所と医療機関位置図（栗駒山周辺図）

栗駒山突発的噴火時の初動対応要領 (叩き台) 【宮城県】

凡例
火山活動状況
情報発表
緊急性を要する対応

時刻	10:45	11:00	11:05	11:10		
噴火警戒レベル	1	1	1	3	3	3
火山活動の状況	登山活動、火山活動	昭和湖で噴火が発生	登山者が噴火発生情報を警察に通報			
(カメラ確認可)	栗駒山の昭和湖周辺で火山性微動を観測。	監視カメラで噴火を確認 ・灰色の噴煙が上がっている ・大きな噴石が1km程度飛散している模様	噴火速報を発表 ・火山活動の状況を関係機関へ解説 (手段)電話・メール・協議会Web(HP)	噴火に関する火山観測報告を発表	ヘリによる上空からの観測(県、陸上自衛隊、東北地方整備局への協力依頼・調整) ・第二管区海上保安本部、県警(上空からの状況)への情報提供依頼	県災害対策本部への解説員の派遣 ・栗原市災害対策本部及び県の現地災害対策本部へのJETT派遣の検討 ・機動観測班派遣の検討 ・火山活動の状況を関係機関へ解説(手段)電話・メール・協議会Web(HP)
(カメラ確認不可)	栗駒山の昭和湖周辺で火山性微動を観測。	地震計と空振計で、噴火と思われる大きな振幅を観測 ・傾斜計で山体膨張を示す顕著な地殻変動を観測 ・核線部は雲に覆われ、監視カメラでは火口周辺の状況は不明	火山活動の状況を関係機関へ解説 (手段)電話・メール・協議会Web(HP)	火山活動、火口周辺の状況に関する情報収集	火山活動の状況を関係機関へ解説 (手段)電話・メール・協議会Web(HP)	「噴火したもよう」として、噴火速報を発表
(宮城県危機対策課)				・防災体制の構築(職員の参集) (防災情報システム立ち上げ) (情報収集) 【非常体制】 災害対策本部等の設置	・住民及び登山者等に周知 (手段)県ウェブサイト等 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課) ・関係機関への情報伝達 (手段)電話、FAX、メール、防災情報システム等 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課) ・特定地域への避難指示(緊急)、緊急退避の指示の助言 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課)	・立入規制(入山規制)の実施の助言 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課) ・現地災害対策本部等又は3県合同会議の設置(岩手県と協議)の検討 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課) ・栗原市に対応状況確認(入山規制等の確認)※以降も随時確認 ・岩手県(協議会事務局)に対応状況を報告※以降も随時報告 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課) ・自衛隊に災害派遣要請の可能性の事前連絡 (実施部署)危機対策課(復興・危機管理総務課)
(宮城県栗原市危機対策課)				・市長・副市長に連絡(危機対策課) ・各部署局長に連絡(危機対策課) ・県際市町村と情報共有を図る(状況確認) ・防災体制の構築 【非常体制】 災害対策本部の設置	・住民及び登山者等に周知 (手段)防災行政無線、緊急速報メール配信等 (実施部署)危機対策課 ・関係機関への情報伝達 (手段)電話、FAX、メール、防災情報システム等 (実施部署)危機対策課 ・特定地域内施設への避難指示(緊急)、緊急退避の指示 (手段)緊急速報メール配信、携帯電話 (実施部署)危機対策課	・立入規制(入山規制)の実施(規制箇所)中央コース登山口、東栗駒コース登山口、裏掛コース登山口、御室(分岐)、虚空蔵十字架(分岐) (実施部署)危機対策課 等 ・関係部局との情報共有、協力体制の確保 ・宮城県に対応状況報告(随時入山規制等の報告)
(宮城県警)				通報を受け、関係機関へ報告 ・災害警備本部等時置(警察本部) ・栗原警察署に災害警戒本部等設置 ・情報収集と関係機関との情報共有 ・救助部隊出動準備	・住民及び登山者等に周知 (手段)警察車両による広報活動	・立入規制(通行規制)の実施
(消防)				爆発音を認知。栗駒山が噴火した可能性があるとの情報を「須川温泉地域」の施設管理者から、一関市・仙台管区へ通報する	・住民及び登山者等に周知 (手段) ・関係機関と連携した警戒広報 ・防災航空隊への情報提供	・防災航空隊要請(偵察、広報、避難誘導等)
(観光協会)				爆発音を認知。栗駒山が噴火した可能性があるとの情報を「須川温泉地域」の施設管理者から、一関市・仙台管区へ通報する	・住民及び登山者等に周知 (手段) ・施設利用者等への緊急退避の呼びかけ・避難誘導 (手段)	
関係機関				【自衛隊】 県庁連絡班、偵察班、現地連絡班派遣準備開始 【国土交通省】 ・防災体制の構築 【警戒体制】 災害対策本部の設置		

復興・危機管理総務課